婦人と年少者

婦人少年局

悪伝統返上

江戸時代に確立された、遊郭を中心にして、江戸情緒や、四畳半的改造などが発達するようになって以来、日本の社会には、女を買うことも、また、妾を囲る女になることも、さほどわるいことではないような風潮がでてしまった。いや、わるいことでないどころか、この社会には、とうしたものはなくてはすまないもののような滑稽意識を一般の人々がもつてきたのである。文明国の仲間入りした明治以来、廃娼運動が一部の人々の間で、どんなにさかんに行われても効果がなかつたのも、また、今次の敗戦後、公娼が廃止されても、ほとんど変りなく私娼が黙認されて存在するのもすべて、どういう制度のない社会を考えることのできない日本の男性や、為政者の気持をあらわしているものである。

いま、婦人はこの伝統をやぶろうとしている。婦人の肉体を軽んじ、婦人の人権をふみにじり、しかもあらゆる悪徳の附随する、この売春制度こそ、人間を尊ぶすべての男女のにくむものでなくてはならない。

婦人と年少者　五月号目次

◇巻頭言　悪伝統返上……1
売春は禁止されねばならない……神近市子……2
廃娼運動の略史（婦人のあゆみ3）……伊藤秀吉……5
最近の売春行為と業態……神崎清……9
銭地の風景（ルポルタージュ）……熱田優子……12
デンケ　ト　売春対策について……8・11・16
風紀に関する世論調査……14
国内の売春に関する法令……17
売春関係の法律……17　取締条例（東京都）……19
取締条例一覧……20
売春に関する年表……21
年表の参考資料……24
全国芸者数並びにこれに類するものの概数……29
全国における通称赤線区域及びこれに準ずるものの数……29
その他の資料
女子保護実施状況（1）……30
労働調査・平均給与……30
◇ストラウス女史来朝……31　◇婦人少年ニュース……32
◇売春防止のための特別活動が行われます……32
◇ごらんになりましたか……32　◇編集室より……32
表紙絵……婦人民主協会　カット……倉橋隆　扉谷政義

婦人や青少年の適職選定・就職斡旋・産業教育関係者のために
25年間の努力と好評をつづける専門誌

職業指導

月刊　1部60円　送料4円　1カ年600円〔送料共〕

本誌は，中学・高校・大学の職業教育・職業指導・職業家庭科関係はもとより，公共職業安定所・補導所・工場・会社・研究団体等の労働・人事関係の方々にとつて，欠くことのできない指導雑誌として，ご愛読をおすすめいたします。

9月号　ILOアジア地域会議記念特集

わが国における職業指導の発達と動向……藤本喜八
中等学校における職業指導の現状と問題点……杉江清
大学における職業指導の現状と問題点……西田亀久夫
PESOにおける職業指導の現状と問題点……富山次郎
年少者の職業指導……工藤誠爾
婦人の職業指導について……谷野せつ
職業指導に関する世論調査……輿論科学協会
日本職業指導協会の組織および活動……日本職業指導協会
学校卒業者の進路情況調査……森田清

日本職業指導協會 考案・山越製作所 製作

標準一般職業適性検査器

1組　特価　19,500円　（送料 資材値上りのため500円）

○ 個人の適職群が科学的に発見できる
○ 個人に応じて検査ができる
○ 検査中の行動観察の品等ができる
○ 検査時理が短くてすむ
○ 中学生・高校生向の標準ができている
○ 検査結果に信頼がおける
○ 検査が簡易で，結果の処理が容易である
○ 一度購入すればいつまでも使える
○ 持ち運びが便利である
○ 価格が特別安い

日本職業指導協会考案　山越製作所 製作

体力による職業選択

選択盤つき1組　定価〔協会渡〕2,850円〔地方送〕2,950円

◇ 職業の選択はまず体力をもとにして
◇ 中学1年生から成人まで適用できる
◇ 斯界の権威吉田章信博士の世界的研究指導による
◇ 本協会独得の職業選択法

選択盤（29枚の透明板と1枚の合紙）
説明書（手引書）B5判 210頁
ケース 選択盤と説明書とを入れる美麗なケース
個人別記録票（100枚）体力の測定結果と本人の適職群が記録できる

財団法人
東京都千代田区大手町1の7　日本職業指導協会　振替東京 77629　電話丸ノ内(23) 1625・4728

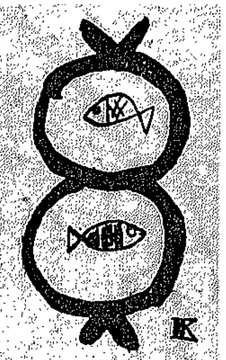

売春は禁止されねばならない

神近市子

一　終戦後の売春の実情は

終戦後の売春問題は、一般の政治的経済的混乱と、多数の外国兵の進駐に食料衣料の不足などの原因も加わって、急速に国民の注意をひく様相をもつようになりました。が、一定の期間は国民が身辺のことに追われて批判の眼をもちえない状態にあったことと、批判はしてもさてそれをどうすることもできないという事情のために、かなり看過されていたことは事実です。

が、ここ二、三年、一般の生活は曲りなりにも多少の安定がとり戻され、とくに昨年四月いよいよ講和条約が発効したとなると、この問題が国民一般の関心をつよくひくようになったことは、当然のことといわなくてはなりません。

無論、売春問題は終戦後はじまったことではありません。日本は戦争中まで公娼制度をもつていたほど、この点では後進国だったのです。昭和二十一年のマックアーサー指令によって始めてこの制度を廃止したのですが、この指令に矛盾があったことと、一面これを受けた日本側にもこの指令を百パーセント遵奉する意志は毛頭なかったのです。それで公娼制度の実態はなくなったのですが、売春制度の実態はその儘残すという結果になってしまったわけです。

終戦後の売春は、幾つかの理由で公娼制度廃止以前より遙かに悪質なものになっています。

第一は、売春婦の相手方が同一民族の男性ではないという点です。同一民族の男性でないだけでなく、この異民族の男性は同時に戦勝者であり、しかも我々有色人種を劣等視する習慣をもつ人々であるということです。第二には、私共日本の婦人が終戦時まで封建的な抑圧の下にあつて、一個の人間としての自覚がなく、強い意志の力を欠いた人形同然のものであったという点です。この婦人たちが、戦争のもたらした混乱期を、多かれ少なかれ自分の力をもつて渡がなくてはならない立場におかれたのです。第三は、戦争という異常な生活が外地にあった大多数の男性に、平常の情性というものを全部的に喪失させたという点です。第四は、戦後の日本の政治が貧困で、国民に些かの希望なく、漫々と逸楽と放恣に通いやつている点です。

これだけ条件が揃つていると、国民の生活が正常であれというつても、それは油を火にかけて燃えるなというも同然です。売春の状態が稀有の様相をとつて来ているのも、当然といえることでしょう。

二　売春行為の被害者は

外国兵士と日本婦人の関係によつて、第一に当然的地位に立つたのは子供をかかえた婦人たちです。外国兵が駐留している基地のあるところで、あるいは休養施設のあるところで、この関係はあまりにも赤裸々であり傍若無人に行われていきます。

短時間にそして低廉に目的をはたそうとする兵士たちに、日本婦人は場所と自らの品位をわきまえぬ様式を求めることを知りません。それは一つは戦争者が多く、自分が相手は敗者を他人

に奪われるからです。そこで婦人は侮蔑にされるのは婦人です。婦人の中でも最も多く無視されるのは、それゆえより多く犠牲を強いられるのは、子供たちです。子供たちによって書かれた文章をよむと、子供たちの感性と道義心とが、いかに無惨に破壊されているか一目瞭然です。

それでは破壊は子供だけに止るかといえば、決してそうではありません。売春する婦人たちの心性と肉体との破壊は、これまた恐るべきものです。彼女たちにはこれらの兵士との接触に一切の自由なく、心理的にも肉体的にもあまりにも蹂躙され、その様相は古代奴隷以上といえるでしょう。そして極めて短い時間に若い生命の火が燃やしつくされて行つています。

その一方で、また同じ状態が民族自身の男性によつても行われています。公娼制度は今日赤線地区で殆ど昔の通りに再建され、大部分は既婚の男子がここに妻以外の婦人との接触を求めて集つてきています。その結果、家庭は経済的にも心理的にも荒廃し、正常な家庭婦人の立場はいよいよもつて困難なものとなりつつあります。全国の婦人が一様にこの問題の解決を求めているのは当然のことで、今日売春禁止法の制定をもとめる最も強い声がこの婦人たちのそれであることに、少しのふしぎもありません。

一方、婦人が夫をとおして直接に、子供をとおして間接にうける災害が、ある個人の場合には離婚であつても、この問題を等閑視することはできません。

というのは、婦人は婦人であるという一線で、この売春婦たちに直接につながっているからです。自分たちだけとんなに人間としての品位を保とうとしても、自分たちの別身である他の婦人たちがあらゆる人間的品位をかなぐりすてて、男性の一顰一笑に支配されるという様相がある時、正常な婦人が示そうとする人間としての威厳がいかに滑稽にさえ見えるかは、何人にも想像できるでしょう。男性は口には妻と売笑婦とを区別しているというでしょう。しかしその心理にまで立入つてみれば、この両者にそうした区別がありうる筈はないのです。区別している時、男子は決して婦人を近づけることはできないでしょう。結局それは男子の卑怯な冒逃れであり、決して真実ではないのです。婦人が社会においてまた対男性において占める地位は、この種の婦人の存在によつて引下げられていることは事実であり、この売春問題の解決なくして婦人の地位が正当な地位に引上げられないことは明かです。

三　まず強力な法律を

売春問題は、社会から貧困な人をなくする制度の確立を見ずしては無理だということは分つています。しかもその制度の出現を見るまで、今の状態を放棄したままでよいのかといえば、それは容易にそうだとはいえないでしょう。ここに現実の問題があるわけです。

ルーズヴェルト夫人が日本に来られた時、アメリカで大きな影響力をもつた婦人として、日本の各層がこの問題について夫人が日米両方に、力ある助言を与えられるだろうと期待したことは事実です。そして夫人自身も今の状態を放置しては結構だというのですか？　と。

しかし、あらゆる所えと質問を投げかけたあとでも、夫人は何と答えられたでしょう。

――我々の兵士が厭いことは認めよう。が、日本は数百年来売春制度を持続して来ていたし、またその風習がないとはいえないから、この罪は双方の責任と見なくてはならない。

私共はとれ以上をルーズヴェルト夫人に求めることができるでしょうか？　無論、期待するところの多かつた人々の失望は想像されます。が、戦勝者と戦敗者、白人と有色人との間にのこるデリケートな関係は、アメリカ人たる夫人には考慮されえぬことでした。他力本願式の考え――アメリカ人の良心に訴えようという――は、この際跡形もなく捨てさらねばならぬでしょう。

そこで私共は、自分たちのなすべきことを事実現させるよりほかはないのです。まず、何よりも、この問題における日本の無法律の状態をすつて、国民の前に性道徳のよるべき指針を高く示さなくてはなりません。性問題を一片の法律によつて制切ることはできないという人があります。それ位のことは、私共も百遍も考えて知つていることです。私はそんな人々に反問したい。

――あなた方は、今日の我々の状態をこのまま放置しても結構だというのですか？　と。

これにたいして、そうだと答える一部の勢力のあることは、婦人はみな知つています。それ故婦人の売春を利用して利益をえている人たち

ですが、この人たちに利益の分配をうけている人、利益はうけていなくてもこの人たちの俗論を安易にうけ入れている人たち、これが売春禁止に抵抗する集団です。

救貧の問題は、私共がこれから国民運動としてとり組まなくてはならぬ問題です。それまでの暫定措置として強力な売春禁止の国法をつくることが必要です。そして、売春をしなければ生活の立つて行かない婦人たちには、優先的に職業を与えるとか、生活を援護する手段方法をとらなくてはなりません。無論、この場合は子供をかかえた婦人を主体にすることは合理的でしよう。

四　薄弱な禁止反対の理由

(1)結婚難による独身男子の性的不自由をどうするかとか、(2)性病の蔓延になりはしないかとか、(3)娼婦をなくすることによつて普通婦人の被害が多くなりはしないかとかいうことは、私共は一々論拠を示してこれを撃破できる資料をもつています。これらは社会をダイナミックなものとして考えることのできない人々の俗論であつて、こうした複雑な問題ととり組む経験をもたない人々の思いつき見たいな反対論です。これには男性の過剰な自己肯定と、古い伝統の習性の制縛と、前に述べた売春による利潤獲得組がつくる世論が大きく作用しています。

この中でも、第三の正常生活をする婦人の被害を少くする役に立つているという迷妄ほど、婦人自身をも同調させている口実はありません。これは、今日婦人に与えられている人権は娼婦たちにも同じように与えられていることと、正常と非正常とを問わず婦人という一線では全部の婦人が一種をなしているものであり、一部分の変調が全部の健全な働きを不能にしていることを反省すれば、この考えがいかに非論理的であるかが分るはずだと思います。

五　売春処罰法を支持しよう

最後に、今日文明国で売春を禁止していない国はないのです。敗戦で四等国になつたとはいえ、日本にはまだ嘗つて世界の大国の一つとして立つた矜持も、人類生活の理想というものもあるはずです。こうした無形の民族的財産まで、四等国並みでよいという理屈はないはずです。

法案は「売春処罰法」という名で国会にもち出されるはずですが、会期が短くて問題の多かつた第十六国会に準備が間に合わなかつたかも知れません。十月には又臨時議会があるはずですから、その冒頭にもち出して是非ともこれを通過させなくてはなりません。全国の婦人が、これに協力して通過につとめて下さることを期待してやみません。

ストラウス女史来朝

アンナ・ロード・ストラウス女史は米国婦人有権者同盟の前会長で、米国婦人運動界の大立物の一人である。女史はビルマ・シンガポール・マレー・インドネシア各地の旅行を終えて、七月三十一日来朝された。女史の今回の訪日旅行は東京米国大使館人事交流課のあっせんによるもので、日本全国の大都市および中小都市で講演会や討論会を開き、八月十九日最後の訪問地フィリピンへ向う予定である。

アンナ・ロード・ストラウス略歴

十九世紀の有名な自由主義クエーカー信者ジェームズ・モットの曾孫としてニューヨークに生れる。第一次大戦中正規の大学教育をすてて、船舶局と国務省で銃後の勤めに従事する。

一九一九年平和会議に合衆国財務顧問に交つて父親に従つてパリに行く。後センチュリー誌に秘書として入社、六年後主任編集者として退職。

一九三四年婦人有権者同盟に加盟、十六年間大部分の精力をこの運動に捧げる。

一九四四―一九五〇年米国婦人有権者同盟会長、退職後フォード基金中の成人教育資金会長、慈善開発委員会理事、ウッドロー・ウィルソン基金理事会会員、ロックフェラー公共奉仕賞金選定委員会委員。

一九四三年、戦時工業労働者の中に加わり、コネチカット州ストラドフォードのユナイテッド航空会社の人事部の行政官となり、流れ作業に働く男女への関心を養つた。

一九四五年、ワシントンのユニオン停車場で公共慰問団の一員として働き、戦時中は血液献納を続けた。

一九四八年、プリンモア大学より国際関係の分野における功績によつてカレー・トマス賞を授与される。

一九五一年一月、トルーマン大統領直属の国内安全人権委員会副議長。同年九月パリに開催の第六回国連総会米国代表の一員として大統領により指名される。

ストラウス女史の提出題目

○生存への人類最上のチャンス―国連　○一国連代表員としての報告　○合衆国国民として見た国連　○日本人の問題と米国人の関心　○公共の事柄に於て婦人は活潑であらねばならない　○効果的な地域活動の組織法　○合衆国に於る婦人の活動　○婦人の援助

廃娼運動の略史

―婦人のあゆみ(8)―

伊藤秀吉

(一)　廃娼運動の画期的活動

封建時代に民衆運動はあり得ないから、明治以後の廃娼運動を語ることにするが、運動の性質上男女の協力による場合が多く、婦人が中心となつた運動とはいえないものも多い。

日本の廃娼運動を通観すると、大体十年を一期として、週期的に油を注いだように燎火を燃げている点が注目される。先ず明治八年の娼妓解放運動を前駆として同十三年に大爆発した群馬の廃娼運動を中心とする前後の時代を第一期とすれば、明治十九年に東京婦人矯風会が誕生したのを前哨に、二十三年の全国廃娼大会の盛況を中心に、廿六年の日本婦人矯風会の成立をみた時代を第二期とし、明治三十一年の群馬の存廃戦を偵察戦に、三十三年の名古屋、翌年の東京における自由廃業獲得の決戦を第三期とし、四十二年の吉原全焼と廓清会創立、難波新地廃止を中心に、大正五年の飛田遊郭戦と、警視庁の公娼大拡張戦を追撃戦と見る第四期と、大正十二年の大機災による焼失遊廓復興反対運動と同十四年の婦女売買条約国際調印問題とを前奏曲とし、十五年の廓清会婦人矯風会廃娼連盟の成立による空前の大運動展開による成功の大交響楽時代を第五期とする。そして第六期は、二・二六や五・一五事件、満州事変、支那事変、大東亜戦争等による文化運動無視の時代から、終戦以来今日に至る時期で、しかも婦人の権利が大いに伸張され、始めて婦人の手のみに成る廃娼運動が起つて、画期的な売春禁止法の成立を見ようとしているのが現代の運動である。

(二)　第一期より第三期まで

明治八年白根埼玉県令は輿論に問うて県下の廃娼を断行した。しかし民間運動があつた訳でないから、群馬の運動から始まると見るべきで、明治十二年県会議員三十五名の連署による廃娼請願から、種々の曲折を経て同十五年仲春保の廃娼が実現した。これが第一期である。

第二期の燎火燃えさかつたのは二十三年の全国廃娼大会で、四日間にわたり東京に催され、各地から多数上京参加し、機関雑誌「廃娼」が発刊され、各地の県会に廃娼建議が行われ、廃娼の雄叫びは天下に満ちていた。

群馬の存廃戦は仲春保の勝利後いよいよ激しくなつたが、知事と県会との衝突によつて、県会の解散、知事の免職等の苦戦のうちに、遂に明治二十六年末限り群馬は唯一の廃娼県たる栄誉を荷うこととなつた。

矢島排子女史を会頭とする婦人矯風会は明治三十一年多数の調印を集めて、一夫一婦主義による民法刑法の改正及び醜業婦の出稼取締に関する建白書を大政官に提出した。この運動は爾来四十七回に亘つて帝国議会に繰返され、世の注目を惹いた。二十六年には始めて日本の婦人救済の慈愛院を矯風会が設置した。

第三期は娼妓の自由廃業獲得戦であつた。この時代の娼妓は年期が明けるまでは廃業の途はなかつた。前借金は殖えるばかりで減らない組

織であつたから、絶対に自由のない奴隷であつた。娼妓が廃業をするには楼主と組合長の認印を必要とし、逃走するには遊廓は大抵一方口で、その入口に交番があつて監視しているので逃げようもなかつた。然るに函館の坂井フタなる一娼妓が加判請求の訴訟を起し、地裁も控訴院も却下したが、遂に大審院において三十三年三月勝訴となつた。この報が全国に伝わると、名古屋の米人宣教師ユー・ジー・モルフィ氏は次々に訴訟を起して娼妓の廃業を助けたので、遊廓は大恐慌を起し屢々襲撃するに至つた。

これに刺戟された東京の救世軍では、吉原、新宿、洲崎等に進軍して太鼓を叩き、廓内で説教し、廃業の勧めを撒き散らし、寄辺なき者は助けると宣伝したので、業者側は始めは驚き呆れるのみであつたが、今度来たらと待つている処へ又現われたので、暴力団数十名は喊声をあげて殺到し、殴る蹴るの乱暴を尽し、やつと警官隊に保護されて、血みどろの隊伍を整え、破れた太鼓や曲つたラッパを携え、無抵抗の一軍が粛々と引上げたのは悲壮な人道戦であつた。

ここに又意外な騒ぎが起つたのは二六新報社との活劇であつた。一娼妓が同社に救を求めた事から端を発し、壮士の抜刀隊と吉原の暴漢と対峙する血戦となりかかつたので、警視庁は大いに驚いて第一部長と第二部長が消防馬車を連ねて現場に駆けつける程の騒ぎとなり、遂にこれによつて内務省の規則改正となつた。

(三)　第四期　多事多難の時代

第四期は、四十三年七月近松の天の網島で知られた曾根崎新地が焼失し、大阪の婦人矯風会長林歌子女史を始め、田口、名出、石神、大塚等の夫人達は会員を奮励し、時を移さず蹶起して同志を糾合し、連日連夜熱烈な運動を続け、東京からは島田三郎、山室軍平氏等の応援を得、演説会に出版物に、訪問に陳情に活躍の結果、高崎知事によつて見事に凱歌を挙げた。

ところが、四十四年四月東京吉原が又火を発し、さしも宏壮な大建築が軒を連ね、三千人の娼婦を有する不夜城は一朝にして烏有に帰した。ヨシワラ　バーンスの東京電報は世界中に特種ニュースとなつた。英国の廃娼同盟会では幹事モーリス・グレゴリー氏を特派して我々の運動を応援させた位だから、国内では吉原を廃止すれば一挙に公娼廃止の牙城を抜くと、意気冲天の勢いで廃娼運動をおこし、大小の演説会は二十回に達した。矢島揖子、林歌子、山脇房子、島田三郎、山室軍平、田川大吉郎、木下尚江、安部磯雄、大隈重信、本多庸一、三並良、三輪田元道、島地大等、益富政助、江原素六、小崎弘道、山本邦之助氏等が度々演説した。理想団、婦女新聞社も単独に演説会を開いた。その他宣伝ビラ、印刷物、陳情訪問等は勿論であつた。ロンドンの当時有名な婦人団体ゼーン・コブデン・ユニオンはメリー・ベンチング代表の名を以て尾崎東京市長あて勧告文を送つた。

このような熾烈な廃娼運動を他所に、吉原遊廓は着々仮建築本建築が出来上つた。そこでこの運動者達は江原素六氏を発起人長として天下に檄し同志を糾合、七月盛大な発会式をあげ、日本に始めて恒久的に純潔廃娼を専門とする組織ある団体が出来た。会長に島田三郎、副会長に安部磯雄、矢島揖子、常務理事に益富政助氏を選任して、その他理事評議員を多く決定した。この時私は書記として入社、廃娼運動の実務を担当することとなつた。後に廓清会は理事長安部磯雄、理事に山室軍平、高島米峰、門ケ崎作三郎、三輪田元道、益富政助、久布白落実、松宮弥平、常務理事に私がなつて終戦迄続いた。

明治四十五年一月、又も大阪難波新地乙部遊廓が全焼した。三年前曾根崎に成功して訓練を積んだ大阪の同志は、戦闘準備忽ち成つて、一方に罹災民救護と共に忽ち廃止運動の陣営を整えた。現に当日私が接受した林女史の廓清会本部あての電報は「難波新地遊廓今盛んに燃えつつありすぐ応援弁士寄越せ」というにあつた。それで廓清会から島田三郎、山室軍平、江原素六、モーリス・グレゴリー、益富政助氏等交々出張、その他地元有志の種々な戦術奏効して又も犬塚知事により廃止の府令を得た。

この期に起した運動に芸妓排撃問題がある。芸妓は売春の高等な一形式であり、尊属の犠牲となつて抱主に搾取せられる点は娼妓問題と共通である。即ち排斥と救済と二面に向つて社会に訴えた。演説会は四回に亘り、機関誌廓清を芸妓問題号とすること二回であつた。更に又御即位式の御大典に際し婦人矯風会と提携して公開の席に一切芸妓を招かざる運動を起した。この運動は枢密顧問官、臨海軍将官、各省局長、府県知事、各部長、貴衆両院議員、市長、新聞社長、学校長、商業会議所会頭に趣意書を送つて回答を求め、東郷元帥、徳大寺、徳川正副侍従長、陸

軍大臣、侯爵、伯爵、男爵、高島、中島田、河瀬、福岡氏等の枢密顧問官等五百余名の有力な賛成を得、成功を見た。

また明治時代には芸妓は幼少より買われて娼女名義とし、親権によつて逃亡を防ぎ、中には数十人を娼女として抱えていたものもあつたが、断然によつて娼女縁組無効の大審院判決があつた。又後の出来事であるが廓清会は、芸妓が死活を強いられる際は、逃亡して前借無効の断を絶せば前借を無効とする宮城控訴院の判決を得た。これは民法第九十条によるもので、娼妓は名古屋控訴院に敗訴した。

大正五年は廃娼運動史上稀に見る二つの大きな攻撃に会つた。一は大阪飛田の地に二万坪の大遊廓を突如指定した。これは土地業者と政友会支部のボスが、大久保知事を抱き込んだ大芝居であつた。我々は足許をさらわれた気持であらゆる智能と戦術と、人力と金力を傾けて一年有半の長きに亘つて悪戦苦闘を続けたが、遂に大久保知事を被免したのみで、飛田の大遊廓は出来上つた。

これに呼応するように東京では、警視庁が私娼撲滅の名の下に公娼の大拡張を発表した。当の責任者丸山警保部長は、公娼に便宜を供し公娼を奨励することによつて、私娼を制圧することが出来ると心得違いをし、建築その他幾多の制限を緩和し公娼の拡張を策した。私共は矯風会と共に猛然反対の大運動を起し、この運動では始めて劇場を使用し、本郷座に大演説会を開いた。また廓清を警視庁教育号とする等大々的に反対運動をしたので、丸山部長も中庭の舞妓やお茶屋等を中止し、我等の運動に協力した。

昭和八年に婦人矯風会は、創立以来時に力を注いできた海外醜業婦問題の活動を起した。それはシベリア出征軍について日本醜業婦が北満およびシベリア方面に出張し、或は誘拐されつつある現状を慨し、林歌子、宮川静枝、クラゲット氏等を特派して、その解決に尽した。同年十月シンガポールから梅村蔵男牧師が来て、南洋各地の日本醜業婦の亡状を訴えたので、続いてその防止と救済策を講じ、神川静淑氏を蘭地天草島原に派して調査を行い、有力な資料を提供した。

然るに昭和二年、又ここの問題が勃発した。それはマレー半島における英領地区の醜業婦を一掃することとなり、既に白人売春婦は追放送還したが、残れる日本売春婦に対しては一等国の体面を重んじ、自発的の引取方を強んでいる旨伝わつたので、矯風会は守屋東女史をシンガポールに派遣し、必要な措置を講ぜしめた。

ここに又婦人矯風会が力を注いだ一事件があつた。横浜市の三沢千代という一少女が、女中奉公と欺かれて悪周旋屋の手にかかり、千葉県野田町に売られ、貞操を売るべく強要された。しかし彼女は必死に抵抗して応ぜず、種々の虐待にも堪えて貞操を死守し、逃げ廻つて泣き叫ぶので持て余し、茨城県猿島郡弓田村の料理店に転売した。ここでも同様売淫を強制されたけれども、襁り貞操を固持して応ぜず、いざとなれば大声に泣き叫び、死力を尽して逃げ廻るので、此処でも持て余し、今度は同郡岩井町の旅人宿に売られた。ここでも貞操問題で騒がれたから、相変らず貞操を死守して甘かんため、ここでも断固として四回目の転売となり、西茨城郡の北川根村の料理店に伴れて行かれた。ここでも同様の争いを続け、遂に五度目に東茨城郡上中妻村永島屋に売られた。

この間に彼女は誰に救を求める道も知らぬ、たゞ一人の母に幾度か泣く泣く手紙を書いたけれども、その手紙は抱主に取られたか、母親の手に渡つても、母に救いの力も道もないのか、何の便りもなかつた。長い闘争生活もいつになつても救われる見込はない、頑みの綱は切れた四も東も分らぬ処を引廻されるばかりで、貞操を守らんとしても果しがない、神も仏もないのかと遂に力つき根つきて泣く泣く彼女は純潔を泥土に委したのだつた。これを伝え聞いた矯風会は蹶然立つて彼女を救い出し、これを社会に訴え、廓清会の西村弁護士により法廷に貞操の権利を叫んだが、何事も大審院まで上告して悉く敗訴した。二十歳足らずの少女の身でこれ以上誰か貞操を守り得よう。これをしも国家が保護しないならば、日本に貞操はないという外はない。四村弁護士は更に「処女保護法」を横山代議士の手を通じて衆議院に提出する事になつたが、これ亦成立を見なかつた。

この時期に婦人評論家、文化人による金輪婦人廃娼同盟会が発会した。中心は山高しげり、新妻伊都子、坂本真琴女史であつたが、実績は殆んど残されなかつた。

(四)　遊廓側反対運動の暴力化

第五期は、大震災直後の焼失遊廓復興反対運動から始まる。我々は毎年帝国議会に建議案、法律案、決議案と手を代え品を代え提案し来つたが、この年は「復興反対」で戦つた。

この時期の特長は、従来我々の運動を冷笑して来た遊廓業者が、漸く圧迫を感じ始めて廃娼演説会毎に暴漢を送つて妨害を試みるようになつたことである。十三年四月浜松では弁士のH・H・コーツ博士を殴打し、十月は福岡で弁士広田宗義氏外二名の男女に重傷を負わせ、十一月は八幡で、川瀬徳太郎牧師に全治二週間の傷害を与え、その翌日は久布白女史が門司市で脅迫され、身を以て遁れた。十五年九月には全国貸座敷組合が東京に大会を開き、実行委員十数名が矯風会と廓清会に会見を求めて来たので、共同して三崎会館で西神田署員保護立合の下に会見したら、「説教を聞きに来たのではない」「貴様達は我々の飯茶碗を叩き落そうというのか」、「我々は生きておめ〳〵帰国出来ん」などと威嚇した。昭和三年十月には広島で川合錠治牧師が殴打され、数日を病臥した。私もその司会する演説会を屢々妨害され、島取市と大分市では数十名の暴漢に包囲され九死に一生を得た。県会運動中にも山口で私の旅宿に親分が尋ねて来た。大阪の中の島公会堂では二百人からの暴漢を入場せしめて大がかりの妨害をした。運動の成功につれて危険は増大した。

(五) 廃娼運動の黄金時代

一九一〇年の未成年婦女の売買禁止条約の加盟を我国にも求めて来たに対し、若槻内閣は(外相幣原)公娼制度を満十八歳から許可しているため国内法との抵触を恐れ、我が国のみ年齢の点を留保して加盟しようとした。大正十三年八月枢密院に付議する事となつたから、矯風会と廓清会はこれを国辱とし、反対の大運動を起し、遂に昭和二年二月留保を撤廃せしめた。

大正十五年、矯風会の久布白女史の熱誠な勧誘によつて、従来常に提携し来つた廓清会との関係を一歩進め、男女の会を打つて一丸とし、人力と財力を合せて今こそ大運動すべき秋だとうので、廓清会婦人矯風会廃娼連盟なるものを組織し、左の委員を選出した。

委員長　松室　弥平　　委員　高島　米峰
副委員長　林　歌子　　同　川崎　正子
事業部長　伊藤　秀吉　　外男子　三名
財政部長　久布白落実　　女子　五名

この連盟は、発会と共に私が新戦術を提唱した。それは帝国議会の運動は将来に望みがない、本連盟は県会に廃娼建議案を提出して、しらみ潰しに県会に議決せしめ、府県別に廃娼を実施すべしと説き、全委員の賛同を得た。従つて私は専ら目標県に赴き山間僻地まで議員を尋ねて誘説し、提案議員と賛成議員の過半数を得ては他県に転じた。この策戦は見事図に当つて、運動開始の翌年に早くも福井・福島・秋田・埼玉の四県会に廃娼案の通過を見、矯風会本部と廓清会本部とは欣喜雀躍して、この飛報を感謝した。このようにして実に二十二県会に廃娼案を通過せしめた。十県に廃娼を通過せしめる頃には、内務省の態度も一変し、私に対して今度の某県の警察部長は分る人だから、行つて廃止の勧誘をして見よと紹介状を書いて呉れるようになつた。真に廃娼運動の黄金時代であつた。

これから第六期の現代運動であるが、既に予定の頁数を超過したから、若し許されゝば筆を改めて叙述したい。(文部省純潔教育審議会長)

アンケート

売春対策について

〔質問〕

一、いわゆる赤線地域についての御意見
(どちらか○をつけてください)
1なくさなければならない(△その具体的な対策)
2黙認する(△その理由)

二、基地風紀問題の解決策についてのお考え

〔答〕

○ 京東都港区芝宮中学校長　野口　彰

一の① 教育と啓蒙運動が直接には必要ですが、根本的には生活安定・生活保護の政策が徹底しなければならないと思います。

二、1　根本対策は基地をなくすること
2　基地がある以上は
(1)駐留軍当局に十分兵員の風紀を取締るよう促すこと。(2)日本の婦人に自覚させること。
(3)前記同様の政策を徹底させること。

○ 医学博士　山本　杉

一の② やむを得なければ、そしてどうしてもあるのならば、普通の社会環境とかけはなれたものとしておく方が教育的であると思うからです。

二、ただ抽象的にどうするこうするというだけでは解決策にならないと思います。日本は占領時からこの風紀問題には目をつぶることにならされてきているので、今この問題の解決策としては米側の自粛する態度や気持の表明が一番効果的ではないかと思うのでそれを促す方法をとること。

(二ページに続く)

最近の売春行為と業態の実情

神崎　清

現在見受けられます売春問題の特徴的なモメントを二、三拾つてみますと、先ず第一には、米軍駐留地域いわゆる基地における集団売春に対する非難が公然化して来たということであります。これは、私が一昨年(昭和二十六年)八月に、今問題になつております富士山麓の富士キャンプ周辺を視察して参りまして、十一月に「教育評論」という日教組の雑誌に「山中の子供を救え」という文章を書いて発表しましたが、丁度それが、日光で開かれました教育研究大会――ここには、全国から二千人による先生が集つておつたのであります。――で大変な反響を呼んで、それが一つの口火になりました。それから昭和二十七年の三月二十八日の東京大学の卒業式に、矢内原総長が卒業生に対するはなむけの言葉の中で、この問題に言及され、風紀問題が及ぼす惨禍というもの、それが周囲の社会生活及び子供の教育に及ぼす感化というものは、原子爆弾の破壊力に較べて決して小さいものではないという痛烈な表現をとつておられました。そうして「私はネネスコの加盟機関である機関がこの問題について調査されることを望む」と要望されました。これは、東大の卒業演説の歴史を見ましても全く異例のことに属するわけであります。

第三の点は、国家公安委員をしておられる植村環さんが、クリスチャンとしてこの問題に対し、リッジウェイ夫人に対する公開状を発表し、これは「婦人公論」の五月号(二十七年)に掲載されました。これに対して司令部側としては「回答は出来ない」という回答をしたようであります。

第四の点は、昨年大阪で開かれた児童福祉全国大会(二十七年)において、島根県から次のような提案があり、私共もそれを支持いたしました。――米軍駐留地域の風紀問題が与える悪影響から青少年の純潔を守るために国家的な対策を講ずべきである。――これが五月二十三日の大会決議によつて、関係機関に対する要望事項として伝達されております。

これは大体国際問題ですが、「国内問題としましては、いわゆる赤線区域というものがあるが、これは新潟地検から「赤線区域は許し難い存在である」という、今までにない会的な批判の的になつて来たことであります。これは衆議院の行政監察特別委員会(二十七年三月二十九日)において取あげられましたが、「これは新潟地検から「赤線区域は許し難い存在である」という、今までにない強い表現があつたのであります。

第三番目は、勅令九号が正式に法律になつて、昭和二十七年の四月二十九日からこれが引続き施行になる時に集団売淫の問題を取上げたいと思います。

以上の大きな特徴的なモメントの底に流れているものは何かと言いますと、日本の敗戦インフレに伴う混乱、腐敗、頽廃、動揺といつた社会的風潮現象の中で描られていた日本人が、今や社会的取締、秩序の回復期に入つて来たという感を受けます。政治的にも、不完全ながら独立国という形になつて来た。それを機会として、占領政策によつて描出された売春問題を、日本人自らの手で、自らの意志によつて解決して行こう、処理して行こうという態度が見えるように思われます。日本人の道徳観は、実際はともかく、社会根底においては、案外健全であつて、信ずるに足るものである。これとからんで、今度は米軍相手の集団売春の問題に関してはこれを放置しておくと、精神的に、生活的に植民地化する危険があるんじゃないかということで、民族感情的な要素というものが動いて行つているように見えます。

最近の売春行為には二種ありまして、第一には個人売淫、自由売淫――生活に困難な婦女が生活の為に止むを得ずやつて、しかも何ものにも搾取されない――という形のもの、もう一つは組織売淫、集団売淫、強制売淫であります。私は今、個人売淫は後廻しにして、特に集団売淫の問題を取上げたいと思います。

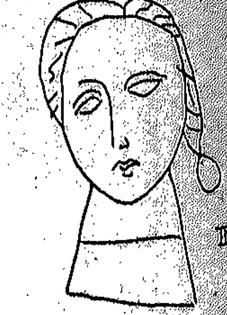

ていたのだろう。

ていたのだろう。

ていたのだろう。

基地の風景

——立川ルポルタージュ——

熱田優子

国電の立川駅を出て、駅前の広い通りをいくと、安つぽいみやげ物を並べた店や、ひどいバラックの見世物小屋があつて、いずれも同じ基地風景である。異様広場のようになつていて、左手に立川空軍の正門があり、その先は放射状にいくすじかのせまい道に分れる。この辺からバー、カッフェの類が軒を並べ始める。この町では、街を歩く女たちは、いずれもパンパンに見えてしまう。恐らく、普通の、まともな婦人たちの方が、すべて控えめに、外出もはばかるようになるであろうと思われた。

私たちが訪ねた小間物店Tは、ちようど、彼女たちが朝な夕な買い物にくる位置にあつて、その動勢が手にとるようにわかる。実に恰好な手がかりである。

T子は約束の時間を少しすぎて姿を現わした。もうすつかり成熟しきつたはちきれるような肉体、しかし顔にはまだ、あどけなさのかげがあり、その眼は決してすさんではいなかつた。こうした女たちの常である割れた、ガサついた声でもなかつた。

ここへ来てまだ六か月だという。すつかり身についた派手な洋装とハイヒールにも似ず、口からは関東つぽいなまり言葉がついて出る。オラア……、オマエ……。

新制中学を出たT子は栃木のさる町の紡績工場で働いていた。勝気で頭もよい彼女は、二三か月で、工場の中の仕事は自分から進んで何もかもおぼえた。居残りもした。仕事を覚えるため無理をして手にけがをしたこともある。そしてわずかのうちに工場の見まわりにまでなつた。ところが、魔がさしたとでもいうのだろうか。新入りの年下の少女が、もつと面白くてお金の沢山とれるところがあるから行かないか、ともかく東京へ遊びにゆこうといつて連れてこられたのが、今、居ついている家である。ごく普通の生垣にかこまれた住宅で、しろうと下宿という体裁だつた。キャバレに世話するという話はいつこう実現されず、やがてその家には、米兵が訪れることがわかつた。連れてつてくれた友達はやがて姿を消して、自分はそこに残された。着た切り雀で行つたので家へ帰ろうとすると、下宿のおばさん(ママさん)は、せつかく来たんだから、といつて、ある日おとなしそうな米兵をあてがつた。この子はまだ生娘なんだとママさんが紹介すると、中年のその米兵は、まださげ髪のT子を見て喜んだ。そして私のベビさんといつて可愛がり、街へつれてつて、着るものひとそろえを買つて与えた。男を知らなかつた彼女は寝台のはじつこに、男に背を向けてこわごわ寝ていたという。ついにこの米兵は、ベビーの彼女を犯すことなく、除隊になつて帰国した。こうして彼女は徐々に男になじむようになつていつたのである。

次の米兵は若かつたが、彼女に日常必要な英語を教えてくれ、自分が始めての男であることを誇りにしていた。その米兵は今でも彼女のところへくるが、彼女が、ほかの沢山の客をとるようになつてからは、前ほど愛さなくなつたという。こうしてわずか半年の間に彼女は商売女としてのあらゆる手れん手くだをいやおうなしにおぼえさせられてしまい、いつぱしのパンパンになつたのである。一番多い日にはどの位客をとるか、という私たちの問に対しては、さすがに答えなかつたが、きくところによれば、八人くらいとる日もあるという。どうしてそんなにたくさんの客の相手ができるかというと、そこにママさんが演ずる役割がある。彼女たちがママさんと呼ぶ、下宿屋の女主人とは、どういう存在なのであろうか。これこそ彼女たちの藍の人であり、吸血の主である。

ママさんは下宿料はとらないが、客がつけば、女の稼ぎから部屋代をとる。シヨートタイムで千円の稼ぎがあれば二百円くらい、オールナイトで五百円くらいとる。だから四部屋も持つていれば一晩で千八百円から二千円の収入はらくにある。女がふさがつていても、ママさんの腕一つで、客を上手にあしらつていれば、(まわしをすると彼女は云つていた)一晩にたくさんの客がとれることになる。部屋はカーテンで三つくらいに仕切られていて、それぞれベッドがおいてある。彼女のいる家では、ほかの女はおいていない。ほかにもまだ家を持つているらしいが、それはママさんの秘密に属する。ともかく十七八の娘の体に夫婦が喰いさがつているのである。だからこそ彼女は命の綱である。何としても離そうとしないのも無理はない。彼女が何度もオンリーになろうとしたとき、いつも邪魔をする

のはママさんだけである。このところ市街戦が激しくなつて、(日米合同委員会による全面的軍紀取締の通達によつて七月十日どろから)せいと行われているうつかり外を歩けないので、今度こそ怡好の相手を見つけて、ないしよでオンリーになる準備を進め、いよいよそのことをママさんに宣言すると、家を出るなら代りを探してこい、というのである。そこで今日一日がかりで、相手の米兵と一緒にどこかへ獲物を探しにいくはずだつたという。道頓堀あたりから新宿にはパンパンがいるか、どの辺にいけば探せるかなどと質問していた。

T子がどこへ連れてこられたのか、とれて戦がとけたというものである。彼女を工場から連れ出した少女は、自分がオンリーになりたいばつかりに、自分の獲物を、栃木くんだりまで探しに行つたのである。両親がなく義理の姉と二人暮しだつたという生活環境が、彼女をふらつと、友だちの言葉に乗らしめた原因にもなつている。

ママさんにはまだいろいろの収入がある。食事を出したり酒をのませたり、米兵から手に入れたウイスキーやたばこ、麻薬などのブラックマーケットへの売りさばき、それからドル買など。

T子はどこへ来てまだ立川の町さへろくに歩いたこともないし、もちろん遠出したことはない。ただきまつた街頭に立つて、通ゆく米兵に、「ホヤーゴー」と一つおぼえの呼び声をかけるだけである。そして女房としてのあらゆる手くだをいやおうなしにおぼえさせられてしまい、いつぱしのパンパンになつたのである。一番多い日にはどの位客をとるか、という私たちの問に対しては、さすがに答えなかつたが、きくところによれば、八人くらいとる日もあるという。どうしてそんなにたくさんの客の相手ができるかというと、そこにママさんが演ずる役割がある。彼女たちがママさんと呼ぶ、下宿屋の女主人とは、どういう存在なのであろうか。これこそ彼女たちの藍の人であり、吸血の主である。

ママさんは下宿料はとらないが、客がつけば、女の稼ぎから部屋代をとる。シヨートタイムで千円の稼ぎがあれば二百円くらい、オールナイトで五百円くらいとる。だから四部屋も持つていれば一晩で千八百円から二千円の収入はらくにある。女がふさがつていても、ママさんの腕一つで、客を上手にあしらつていれば、(まわしをすると彼女は云つていた)一晩にたくさんの客がとれることになる。部屋はカーテンで三つくらいに仕切られていて、それぞれベッドがおいてある。彼女のいる家では、ほかの女はおいていない。ほかにもまだ家を持つているらしいが、それはママさんの秘密に属する。ともかく十七八の娘の体に夫婦が喰いさがつているのである。だからこそ彼女は命の綱である。何としても離そうとしないのも無理はない。彼女が何度もオンリーになろうとしたとき、いつも邪魔をするのは、ママさんだけである。このところ市街戦が激しくなつて、(日米合同委員会による全面的軍紀取締の通達によつて七月十日どろから)せいと行われているうつかり外を歩けないので、今度こそ怡好の相手を見つけて、ないしよでオンリーになる準備を進め、いよいよそのことをママさんに宣言すると、家を出るなら代りを探してこい、というのである。そこで今日一日がかりで、相手の米兵と一緒にどこかへ獲物を探しにいくはずだつたという。道頓堀あたりから新宿にはパンパンがいるか、どの辺にいけば探せるかなどと質問していた。

T子がどこへ連れてこられたのか、とれて戦がとけたというものである。彼女を工場から連れ出した少女は、自分がオンリーになりたいばつかりに、自分の獲物を、栃木くんだりまで探しに行つたのである。両親がなく義理の姉と二人暮しだつたという生活環境が、彼女をふらつと、友だちの言葉に乗らしめた原因にもなつている。

ママさんにはまだいろいろの収入がある。食事を出したり酒をのませたり、米兵から手に入れたウイスキーやたばこ、麻薬などのブラックマーケットへの売りさばき、それからドル買など。

T子はどこへ来てまだ立川の町さへろくに歩いたこともないし、もちろん遠出したことはない。ただきまつた街頭に立つて、通ゆく米兵に、「ホヤーゴー」と一つおぼえの呼び声をかけるだけである。そして女房としてのあらゆる手くだをいやおうなしにおぼえさせられてしまい、いつぱしのパンパンになつたのである。一番多い日にはどの位客をとるか、という私たちの問に対しては、さすがに答えなかつたが、きくところによれば、八人くらいとる日もあるという。どうしてそんなにたくさんの客の相手ができるかというと、そこにママさんが演ずる役割がある。彼女たちがママさんと呼ぶ、下宿屋の女主人とは、どういう存在なのであろうか。これこそ彼女たちの藍の人であり、吸血の主である。

ママさんは下宿料はとらないが、客がつけば、女の稼ぎから部屋代をとる。シヨートタイムで千円の稼ぎがあれば二百円くらい、オールナイトで五百円くらいとる。だから四部屋も持つていれば一晩で千八百円から二千円の収入はらくにある。女がふさがつていても、ママさんの腕一つで、客を上手にあしらつていれば、(まわしをすると彼女は云つていた)一晩にたくさんの客がとれることになる。部屋はカーテンで三つくらいに仕切られていて、それぞれベッドがおいてある。彼女のいる家では、ほかの女はおいていない。ほかにもまだ家を持つているらしいが、それはママさんの秘密に属する。ともかく十七八の娘の体に夫婦が喰いさがつているのである。だからこそ彼女は命の綱である。何としても離そうとしないのも無理はない。彼女が何度もオンリーになろうとしたとき、いつも邪魔をする

のは、ママさんだけである。このところ市街戦が激しくなつて、(日米合同委員会による全面的軍紀取締の通達によつて七月十日どろから)せいと行われているうつかり外を歩けないので、今度こそ怡好の相手を見つけて、ないしよでオンリーになる準備を進め、いよいよそのことをママさんに宣言すると、家を出るなら代りを探してこい、というのである。そこで今日一日がかりで、相手の米兵と一緒にどこかへ獲物を探しにいくはずだつたという。道頓堀あたりから新宿にはパンパンがいるか、どの辺にいけば探せるかなどと質問していた。

T子がどこへ連れてこられたのか、とれて戦がとけたというものである。彼女を工場から連れ出した少女は、自分がオンリーになりたいばつかりに、自分の獲物を、栃木くんだりまで探しに行つたのである。両親がなく義理の姉と二人暮しだつたという生活環境が、彼女をふらつと、友だちの言葉に乗らしめた原因にもなつている。

ママさんにはまだいろいろの収入がある。食事を出したり酒をのませたり、米兵から手に入れたウイスキーやたばこ、麻薬などのブラックマーケットへの売りさばき、それからドル買など。

T子はどこへ来てまだ立川の町さへろくに歩いたこともないし、もちろん遠出したことはない。ただきまつた街頭に立つて、通ゆく米兵に、「ホヤーゴー」と一つおぼえの呼び声をかけるだけである。そして女房としてのあらゆる手くだをいやおうなしにおぼえさせられてしまい、いつぱしのパンパンになつたのである。一番多い日にはどの位客をとるか、という私たちの問に対しては、さすがに答えなかつたが、きくところによれば、八人くらいとる日もあるという。どうしてそんなにたくさんの客の相手ができるかというと、そこにママさんが演ずる役割がある。彼女たちがママさんと呼ぶ、下宿屋の女主人とは、どういう存在なのであろうか。これこそ彼女たちの藍の人であり、吸血の主である。

ママさんは下宿料はとらないが、客がつけば、女の稼ぎから部屋代をとる。シヨートタイムで千円の稼ぎがあれば二百円くらい、オールナイトで五百円くらいとる。だから四部屋も持つていれば一晩で千八百円から二千円の収入はらくにある。女がふさがつていても、ママさんの腕一つで、客を上手にあしらつていれば、(まわしをすると彼女は云つていた)一晩にたくさんの客がとれることになる。部屋はカーテンで三つくらいに仕切られていて、それぞれベッドがおいてある。彼女のいる家では、ほかの女はおいていない。ほかにもまだ家を持つているらしいが、それはママさんの秘密に属する。ともかく十七八の娘の体に夫婦が喰いさがつているのである。だからこそ彼女は命の綱である。何としても離そうとしないのも無理はない。彼女が何度もオンリーになろうとしたとき、いつも邪魔をする

なぞわめきと軽薄さが、街並を塗りつぶし、太陽の光のもとでは、魔法の解けたシンデレラのようでもある。

広い通りが行きづまりになるあたりが、

資料室

風紀に関する世論調査

——昭和二十八年七月調査——

この調査は国立世論調査所が労働省婦人少年局の依頼により、去る三月十日より三十日迄の間、層化多段無作為抽出法によつて選んだ全国四〇都市の二〇歳から五九歳までの男女三、〇〇〇名について、売春制度（集団売春組織）を中心とする風紀についての意見を面接調査したもので、その結果は大要次の通りである。なお、回収率は八五・三%であつた。

一、売春婦の転落の動機については本人の罪にさせるよりもむしろ社会の罪とするものが多いが（六四%）、如何なる事情があるにせよ売春によつて収入を得ることは罪悪であるという考え方が強く（七八%）、売春婦に対する国民の感情は同情的なものよりも（二九%）むしろ反感不快の念をもつものの方が多い。（四四%）

二、男性の買娼（女遊び）を悪いことではないというものは殆どないが（一%）、調査対象者の半数近くは（四六%）事情によつては止むを得ない場合もあると思つている。男に比べてやや少いが女性に於ても男の女遊びを止むを得ない場合もあるというものが四一%ある。

しかし止むを得ない場合があるといつても妻帯者の女遊びを認めているものは非常に少く、大多数が未婚の独身者の場合又は妻と離死別したものに限定している。

三、特殊飲食店等の売春業者を正業と考えているものは非常に少く（一一%）、あれも商売だから仕方ない（二四%）というものを含めても二五%が一応是認しているにすぎない。大多数の七〇%は正業と認めていない。

四、集団売春組織——（いわゆる赤線区域等）——の弊害を認めないものは殆どない（五%）。弊害としては性病の伝染が最も多く（四六%）（註）、次で家庭不和の原因であるが（三七%）、風紀上、教育上、犯罪及び不良化堕落の原因等一連の所謂風教上の弊害も多くあげられている。又「女の人格を冒瀆する」「道徳的によくない」というものが一六%あるが、これは学歴の高いもの年齢の若いものに多い。

五、集団売春組織が現社会にとつて必要性があるかどうかということになると、必要性があるという者二七%、ある程度必要と思う者二五%で、全然必要性はないという者は三八%であつた。

必要と考えられる理由は、一般女性を保護するため、男の本能の充足のためというものが大部分である。

六、結論としては、大多数は理想的（気持ちとしては）には集団売春組織はなくしたいと考えているが（六九%）、現実問題としてはやはり必要な点もあるというものが若干増えて、現実問題としてもない方がよいというものは四七%となつている。

しかし、現実問題としてもあつた方がよいというものは三五%にとどまつており、ない方がよいというものの方が多い（四七%）。

七、集団売春組織をなくしたいと思つていても、事実「完全に無くすことが出来る」と思つているのは約一五%（全体の一〇%）にすぎないが、やり方によつては少くすることは出来ると考えている者は六五%（全体の四五%）に達しており、「少くすることも出来ない」というものは極めて少い。

八、集団売春組織をなくすため、或は少くするための方法としては法律による取締がよいというものが最も多く（三一%）、次で男女の自覚を促す、教養を高める（二二%）、売春婦に職を与える、生活を保障してやる（一七%）となつている。

九、法律で全面的に禁止することに対しては賛成するものは三七%、反対のものは三七%、態度のはつきりしないもの二六%で賛否は匹敵していてどちらともいえない。しかし法律に反対のものの中には売春制度をなくすことには賛成というものが約半数あるので、これ等のものは若しその希望する方法、例えば更生施設の設置とか職業の斡旋等の処置を同時に併用するということになれば賛成の方向に動くものが多くなるのではないかと推測される。

一〇、基地風紀の問題では、外人相手の売春婦に対する感情は日本人相手の売春婦に対するものよりも一段と悪く反感不快の感情をもつているものは六〇%に達している。

この様な外人相手の女がいないと一般婦女子が危害をうけたりするからいた方がいいというものが三七%あるが、大多数は子供の教育上悪い（三三%）、青年男女に悪影響を与える（二一%）等の弊害を述べており、この対策として街に出没し人目につかないようにしてほしい（二四%）とか、法律取締の強化（一二%）とか、日本政府に要望することの他に、駐留軍が撤退しない限り解決しない（二五%）、本国から女を連れてきてほしい（三%）等駐留軍側に責任のある点を少くない。

質問と結果

質問　終戦後、所謂、遊廓などの公娼は、廃止になりましたが、現在でもそれに似た場所がありますが——そういう所で商売している女達（売春婦）に、あなたは、どんな感じを抱かれますか。

同情的	比較的同情的	一八
	小計	一一
反感的	反感的	三九
	比較的反感的	三二
	小計	一二
		四四
どちらともいえない		四
別に何とも感じない及び不明		二三
計		一〇〇%

質問　そういう所の女達は、どうして、その様な、商売に入つたのだと思いますか。その他の理由はありませんか。

婦人と	主として生活難等、経済的原因	五三
	その他（家庭の不和、敗戦の結果等）生活難とその他	七
	小計	四
		六四
個人的動機、どちらともいえない		一二
社会的		三
不明		一三
計		七
		一〇〇%

質問　どういう事情があるにせよあういうことをするのは、ともかく悪いことだと思いますか、そうは思いませんか。

風紀上	悪い	七八
	悪いとは思わない	九
	仕方ない	三
	一概にいえない	七
	不明	三
	計	一〇〇%

質問　娼婦（おくさんのある人）が行くのはどうですか——独身者でも悪いと思いますか。

悪い		一六
悪いことではない		七
何ともいえない		一六
悪い		七六
不明		一
計		一〇〇%

質問　男の女遊びが悪いと思うのは何故ですか。

家庭不和の原因		二九
性病の伝染		三〇
金の浪費		二二
堕落不良化の原因		一一
犯罪の原因		五
女の人格の冒瀆		二
道徳上		一六
風紀上		五
その他		一
不明		一
計（M・A）		一〇〇%

質問　そういう所があるために、どんな弊害があると思いますか。

性病		三七
金の浪費		四六
堕落不良の原因		一八
犯罪の原因		一七
教育上		一七（大七%）
風紀上		一九
		一四
道徳上（女の人格の冒瀆）		一六
何ともいえない		一
不明		六
弊害なし		五
計（M・A）		一〇〇%

質問　それでは、そのような場所は、社会にとつて何か必要な点があると思いますか、必要だと思われる点は、全然ないと思いますか。（もうというのに）どんなことですか。その他には。

必要と思う		一七
あつていいと必要		二五
不必要		三八
何とも云えない		三
不明		七
計		一〇〇%

質問　売春をする女達を家に置いて商売させている親者（経営者）があるわけですが、そういう親者（経営者）については、どう思いますか。そういう事を商売にするのは、悪いと思いますか。そうは思いませんか。

悪いことではない		一一
商売だから仕方ない		一四
悪い		七〇
不明		五
計		一〇〇%

質問　そういう所があるために、どんな弊害があると思いますか。

家庭の不和		三七
性病		四六
金の浪費		一八
堕落不良の原因		一七
犯罪の原因		一七（大七%）
教育上		一九
風紀上		一四
道徳上（女の人格の冒瀆）		一六
何ともいえない		一
不明		六
弊害なし		五
計（M・A）		一〇〇%

質問　実際問題としてそういう所をなくすことは出来ると思いますか。やり方によつては、少くすることは、出来ると思いますか。

なくすることが出来る		一〇（一五）
少くすることは出来る		四五（六五）
何ともいえない		五（七）
出来ない		四（六）
不明		五（七）
小計		六九（一〇〇%）
何ともいえない		一四
あつた方がよい		一七

計 一〇〇%

質問 必要とされている点と弊害とを両方考えた上で、今の社会にとつてそういう所はあつた方がよいと思いますか、ない方がよいと思いますか。

あつた方がよい 三五
何とも言えない 一四
ない方がよい 四七
不明 四
計 一〇〇%

質問 (なくすることができる、少くすることができるというものに)それでは、なくすために(少くするために)はどうしたらよいと思いますか。

取締れ 一七(三一)
一定地域・営業規格の厳正化 五(九)
男女の自覚・教養を高める 一一(二一)
職を与える生活を保障する 九(一七)
なくすることができる(少くすることができる) 六(一一)
その他 一一(三一)
不明
小計 五五(一〇〇%)

あつた方がよい 一四五
なくしたいがなくせない
計 一〇〇%

質問 それでは、なくすため(少くするため)に法律で禁止するのはどうでしようか。

賛成 三七 反対 三七
態度不明 一六 計 一〇〇%

質問 外国軍隊が日本に駐留している地域ではそういう外国の兵隊相手の日本人の女達(売春婦)がいるのですが――あなたはそういう女達を見かけることがありますか。最近はどうですか。以前はどうですか。(全然見たことのないもの に)それではそういう女の人達のことを話に聞いたこともありませんか。

最近よく見る 一五
たまに見る 四〇
全然見ない 四五
計 一〇〇%

以前はよく見た 四七
たまに見た 三〇
全然見ない 二三
計 一〇〇%

今までに見たことがある 七九
話に聞いたことはある 一七
話に聞いたこともない 四
計 一〇〇%

質問 そういう外人相手の女達をあなたはどう思いますか。

同情的 一〇
(同情的 比較的同情的) 二一
反感的 四四
(反感的 比較的反感的) 六〇
どちらとも言えない 二
別に何とも感じない、不明 一三
外人相手の女のことは全然知らない 四
計 一〇〇%

質問 そういう女達がいるために、どんな弊害があると思いますか……その他は……

性病の伝染 六
梅毒児の出生 一〇
風紀・道徳の低下 一九
子供の教育上 三三
年頃の青年男女に刺激を与える 一〇(二一)
年頃の娘や若い女に悪影響を及ぼす 七(一一)
異国人として劣等感を感ずる 四
その他 三
不明 一六
弊害なし 四
計 一〇〇%

外人相手の女のことは知らない 四
困ることがない 三八
計 一〇〇%

質問 そういう女達がいなければ何か困ることがあると思いますか……どんなことですか。

一般婦女子への危害 三〇
(家庭婦人等) 四
土地がさびれる 三七
その他 一
困る(ほつきりしないが何となく困る、困るような気がするというもの) 五
不明 一六
外人相手の女のことは知らない 四
困ることがない 三八
計 一〇〇%

質問 それではそういう弊害をなくするために、どうしたらよいと思いますか。その他基地の風紀問題の対策について何か御意見はありませんか。

駐留軍が撤退してほしい(本国から女をつれて来て駐留) 一五
その他の要望(ほしい) 三
(その他) 三

人員につかないようにしてほしい 一四
取締の強化・法律の強化 一二
買春の道を与えよ(機会を与えよ) 一〇
本人の自覚・自省を促す 六
学校教育・家庭の相導により青少年の不良化を防ぐ 六
その他 五
小計(M・Aで合計は多くなる) 六二
不明 三四
外人相手の女のことは何もしらない 四
計(M・A) 一〇〇%

(アンケート答申書)

○ 日本婦人団体連合会 山下正子

一の(1)取締を強化する (2)売春禁止法を厳重に制定する (3)売春婦の保護厚生対策を樹立する (4)一般婦女子の転落防止のための積極的対策を考慮する (5)輸血教育・正しい性教育の実施 (6)正しい世論を啓発する

二、(1)双方の国際当局の厳重なる努力を要望する (2)学校教育・社会教育によつて、基本的人権の尊厳を認識させる、真理観を育成する、独立国家の人間たる自覚と誇りをもたせる (3)婦人会、労組等の組織活動によつて世論の啓発につとめる

○ 日本婦人平和協議会 上代たの

一の(1)廃娼力の強化が強ましいが、それが進めない今日この問題に対する考論を強化するとともに、もつと強全な売春処罰法の制定を促進し、婦人団体の力を全国的なものにして、専任の指導者と機構を以つて力強く運動を展開する。

二、基地をなくすることが根本問題であるが、前述の如き環境の整備すれば、相当減の風紀に所、解決の道が見出されると思う。

一 国内の売春に関する法令

一、売春関係の法律

イ 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令

(昭和二十二年一月十五日勅令第九号)

(売淫をさせた者の罪)

第一条 暴行又は脅迫によらないで婦女を誘惑させて売淫をさせた者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(売淫を内容とする契約をさせた者の罪)

第二条 婦女に売淫をさせることを内容とする契約をした者はこれを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(未遂罪)

第三条 前二条の未遂罪はこれを罰する。

(註) 法律第百三十七号(昭和二十七年五月七日「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律」により、昭和二十七年四月二十八日、日本が独立した以後も引続き有効となつている。

ロ 刑法

第百七十四条 公然猥褻の行為を為したる者は六月以下の懲役若くは五百円以下の罰金又は拘留若くは科料に処す。

ハ 民法

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とす。

ニ 労働基準法

(強制労働の禁止)

第五条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

(中間搾取の排除)

第六条 何人も、法律に基いて許される場合の外業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

(適用事業の範囲)

第八条 この法律は、左の各号の一に該当する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。(二号―十三号略)

十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業。

(前借金相殺の禁止)

第十七条 使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

第五十七条 使用者は、満十六歳に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。

(危険有害業務の就業制限)

第六十三条 (一項省略)

2 使用者は満十八歳に満たない者を、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害蒸気を発散する業務又は著しく重量のある物を取扱う業務その他厚生省令で定める業務に使用してはならない。

(産前産後の休業)

第六十五条 使用者は、妊娠中の女子が産前六週間以内に出産し、その他特に申出た場合には産前六週間以内の女子を就業させてはならない。

2 使用者は、産後六週間を経過しない女子を就業させてはならない。但し、産後六週間を経過した女子が本人の請求した場合において、その者について医師が支障ないと認めた業務に就かしめることは、差支えない。

3 使用者は、妊娠中の女子が軽易な他の業務への転換を請求した場合においては、その者を他の軽易な業務に転換させなければならない。

(母性保護の時間)

第六十六条 使用者は、生後満一年に達しない子を育てる女子が、その子を育てるために、一日に二回各々三十分以上の時間を有する場合には、その者の請求に応じて、その者の業務の遂行に支障のない限り、その者に対して、その子を育てるための時間を与えなければならない。

2 使用者は、前項の時間を与えることが、その者の業務の遂行に支障があると認める場合には、その者の請求に応じて、その者の業務の遂行に支障のない限り、その者に対して、その子を育てるための時間を与えなければならない。

(生理日の就業)

第六十七条 使用者は、生理日の就業が困難な女子が、その日の就業を請求した場合には、その者を生理日に就業させてはならない。

(年少者の証明書)

第七十条 使用者は、満十八歳に満たない者を使用する場合には、その者の戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。

(帰郷旅費)

第七十一条 使用者は、満十八歳に満たない者が、その使用の日から起算して二年以内に、その者の親権者又は後見人が、その者の住所又は居所から、その者の就業の場所に来るために要した旅費を負担した場合、その者が、その使用の日から起算して二年以内に、その者の親権者又は後見人の住所又は居所に帰るために要する旅費を負担しなければならない。

(帰郷旅費の弁償)

第七十二条 使用者は、満十八歳に満たない者が、その使用の日から起算して二年以内に、その者の親権者又は後見人の住所又は居所に帰るために要した旅費を負担した場合、その者が、その使用の日から起算して二年以内に、その者の就業の場所に来るために要する旅費を負担しなければならない。

(強制貯金)

第七十三条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第七十四条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第七十五条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第七十六条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第七十七条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第七十八条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第七十九条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第八十条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第八十一条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第八十二条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第八十三条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第八十四条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第八十五条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第八十六条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第八十七条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第八十八条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第八十九条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第九十条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第九十一条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第九十二条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第九十三条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第九十四条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第九十五条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第九十六条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第九十七条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第九十八条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第九十九条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百一条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百二条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百三条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百四条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百五条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百六条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百七条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百八条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百九条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百十条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百十一条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百十二条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百十三条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百十四条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百十五条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百十六条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百十七条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百十八条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百十九条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百二十条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百二十一条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百二十二条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百二十三条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百二十四条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百二十五条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百二十六条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百二十七条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百二十八条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百二十九条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百三十条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百三十一条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百三十二条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百三十三条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百三十四条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百三十五条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百三十六条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百三十七条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百三十八条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百三十九条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百四十条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百四十一条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百四十二条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百四十三条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百四十四条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百四十五条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百四十六条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百四十七条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百四十八条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百四十九条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百五十条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百五十一条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百五十二条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百五十三条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百五十四条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百五十五条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百五十六条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百五十七条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百五十八条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百五十九条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百六十条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百六十一条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百六十二条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百六十三条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百六十四条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百六十五条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百六十六条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百六十七条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百六十八条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百六十九条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百七十条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百七十一条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百七十二条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百七十三条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百七十四条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百七十五条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百七十六条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百七十七条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百七十八条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百七十九条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百八十条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百八十一条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百八十二条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百八十三条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百八十四条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百八十五条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百八十六条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百八十七条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百八十八条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百八十九条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百九十条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百九十一条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百九十二条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百九十三条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百九十四条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百九十五条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百九十六条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第百九十七条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第百九十八条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第百九十九条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百一条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百三条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百四条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百五条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百六条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百七条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百八条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百九条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百十条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百十一条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百十二条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百十三条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百十四条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百十五条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百十六条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百十七条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百十八条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百十九条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十一条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十二条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十三条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十四条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十五条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十六条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十七条 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十八条 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の三 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の四 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の五 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の六 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の七 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の八 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の九 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の十 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の十一 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の十二 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の十三 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の十四 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の十五 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の十六 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の十七 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の十八 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の十九 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二十 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の二十一 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の二十二 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二十三 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の二十四 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の二十五 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二十六 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の二十七 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の二十八 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二十九 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の二十九の二 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の二十九の三 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二十九の四 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の二十九の五 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の二十九の六 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二十九の七 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の二十九の八 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の二十九の九 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二十九の十 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の二十九の十一 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の二十九の十二 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二十九の十三 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の二十九の十四 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の二十九の十五 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二十九の十六 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の二十九の十七 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の二十九の十八 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二十九の十九 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の二十九の二十 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の二十九の二十一 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二十九の二十二 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の二十九の二十三 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の二十九の二十四 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二十九の二十五 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の二十九の二十六 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の二十九の二十七 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二十九の二十八 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の二十九の二十九 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の二十九の三十 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二十九の三十一 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の二十九の三十二 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の二十九の三十三 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二十九の三十四 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の二十九の三十五 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の二十九の三十六 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

(賠償予定の禁止)

第二百二十九条の二十九の三十七 何人も、労働者の意思に反して、その者の賠償を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第二百二十九条の二十九の三十八 何人も、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第二百二十九条の二十九の三十九 何人も、労働者の意思に反して、その者の貯金を強制してはならない。

損害を受けた者は、前項の保証金からその保証を受ける権利を有する。

5　実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業の許可を受けた者は、それぞれ、労働大臣が、中央職業安定審議会に諮問の上物価庁長官と協議して定める額の許可料を納付しなければならない。

6　実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行う者は、それぞれ、労働大臣が中央職業安定審議会に諮問のうえ、物価庁長官と協議して定める手数料の外、いかなる名目でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

7　第一項の許可の有効期間は一年とする。

8　第一項の許可の申請手続その他有料の職業紹介事業に関し必要な事項は、命令で、これを定める。

（無料職業紹介事業）

第三十三条　無料の職業紹介事業を行おうとする者は、第三十三条の二に規定する場合を除き、労働大臣の許可を受けなければならない。

2　労働大臣が、前項の許可をなすには、予め中央職業紹介審議会に諮問しなければならない。但し、労働組合法による労働組合に対し許可をなす場合には、この限りでない。

3　第一項の許可の有効期間は、二年とする。

4　第一項の許可の申請手続その他無料の職業紹介事業に関し、必要な事項は命令でこれを定める。

（職業の禁止）

第三十三条の四　料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、その他これらに類する営業を行う者は、職業紹介事業を行うことができない。

第六十三条　左の各号の一に該当する者はこれを一年以上十年以下の懲役又は二千円以上三万円以下の罰金に処する。

一、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

二、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

第六十四条　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一、第三十二条第一項本文の規定に違反した者又は同項但書の規定に違反して労働大臣の許可を受けず有料の職業紹介事業を行つた者

二、第三十三条第一項の規定に違反した者

三、第三十六条又は第三十七条第一項の規定に違反した者

第六十五条　左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一、第三十二条第六項の規定に違反した者

二、第三十三条の四の規定に違反した者

三、第三十三条の四の規定に違反した者

四、虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

五、児童福祉法

第三十四条　何人も、左の各号に掲げる行為をしてはならない。（一―五省略）

六、児童に淫行をさせる行為

七、前各号に掲げる行為をする虞のある者その他児童に対し刑罰法令に触れる行為をなす虞のある者に、情を知つて、児童を引渡す行為及び当該引渡行為のなされる虞があるのを知つて、他人に児童を引渡す行為

八、成人及び児童の為の正当な職業紹介の機関以外の者が営利を目的として、児童の養育をあつ旋する行為

九、児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する教育が正当な雇用関係に基くものであるか又は感化院、裁判所、都道府県知事又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為（略）

（禁止行為違反の罪）

第六十　第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は三千円以上三万円以下の罰金に処する。

2　第三十四条第一項第一号から第五号まで若しくは第七号から第九号まで又は同条第二項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

3　児童を使用する者は児童の年齢を知らないことを理由として、前二項の規定による処罰を免れることができない。但し、過失のないときはこの限りでない。

ト　性病予防法

第十一条　都道府県知事は、正当な理由により売淫常習の疑の著しい者に対して、性病にかかつているかどうかについて医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせることができる。

第十五条　都道府県知事は、必要があると認めるときは、現に医師の治療を受けていない患者又はその保護者に対し、医師の治療を受け又は受けさせるべきことを命ずることができる。

2　都道府県知事は、性病の微候的な治療及び予防を行うため、特に必要があると認めるときは、患者又はその保護者に対しその患者の病毒が伝染する虞がなくなるまで病院又は診療所に入院し、若しくは入所し又は入院させ、若しくは入所させることを命ずることができる。（前三項省略）

第二十二条　都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは当該吏員をして、患者又は性病にかかつていると疑うに足りる正当な理

由のある者の住居若しくは住居所又はその他業務を行つている場所に立入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

第二十六条　伝染の虞がある性病にかかつている者が、売淫をしたときは、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七条　売淫のあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その売淫をする者につき、その者が伝染の虞がある性病にかかつていることを過失によつて知らなかつたときは、また同様である。

第三十二条　左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金に処する。

一、第十一条の規定による命令に違反した者又は同条若しくは第十二条の規定による健康診断を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

チ　風俗営業取締法

（定義）

第一条　この法律で風俗営業とは、左の各号の一に該当する営業をいう。

一、待合、料理店、カフエーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

二、キャバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業

三、喫茶店、まあじゃん屋その他設備を設けて客に休憩を与える営業

四、遊技場、まあじゃん屋その他設備を設けて客に遊技をさせる営業

2　第三条の規定に基く都道府県の条例に違反し、又は前条の規定により当該官吏及び吏員の立入を拒み妨げ若しくは忌避した者は、これを三千円以下の罰金に処する。第二条第二項の規定に違反して届出をなさず、又は虚偽の届出をした者はこれを千円以下の罰金に処する。

リ　警察官職務執行法

第六条第二項　興業場、旅館、料理屋、駅その他多数の者の来集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において警察官吏が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立入ることを要求した場合においては、正当の理由なくしてこれを拒むことができない。

ヌ　軽犯罪法

第一条（罪）　左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。（二―三号省略）

四、生計の途がないのに働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ一定の住居を持たないもので諸方をうろついたもの。

二十、公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を催させるような仕方でしり、ももその他身体の一部をみだりに露出した者。

二十八、他人の通路に立ちふさがつて、若しくはその身辺に附かつて立ち退こうとせず、又は不安感しくは迷惑を他人に与えるような仕方で他人につきまとつた者。

二、取締条例の例

売春婦取締条例

（昭和四年、第三三号、東京都条例第五八号、同二二年、第二二六号、同第九四号「廃止」）

第一条　この条例において売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

第二条　売春をした者又はその相手方となつた者は、五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2　道路その他公の場所において、売春の目的をもつて、立ちどまつたり、うろついたり、他人の身辺につきまとつたりして相手方を勝つた者は三千円以下の罰金又は拘留に処する。

3　常習として売春をした者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三条　売春をさせる目的で女子を自己又は他人の管理の下におき、若しくは男子を誘つて売春婦と性交することを勧める者引きをなした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五条　第三条又は第四条の罪を犯したものに対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附則　（略）

取締条例一覧

県条例

県名	条例の件名	制定又は公布年月日	番号	取締事項	受理件数	本誌参照ページ
宮城	売いん等の取締に関する条例	1948. 7. 6	条例第41号	1,2,3,4,5,6	1948～1951 441	22
新潟	新潟県売いん等処罰に関する条例	1948. 10. 26	〃 第35号	1,2,4,5,6	1948～1751 192	〃
東京	売春等取締条例	1949. 5. 31	〃 第58号	1,2,3,4,5	1949～1951 9月 13,373	〃
群馬	売いん等取締条例	1949. 8. 23	〃 第37号	1,2,4,5,6	1949～1952 9月 15	〃
広島	売いん等取締条例	1950. 8. 10	〃 第48号	3,4,5,6	1950～1951 382	〃
埼玉	売春取締条例	1951. 1. 10	〃 第2号	1,3,4,5,6	1951 2月～9月 180	〃
栃木	街頭その他に於ける売春等の取締に関する条例	1951. 3. 20	〃 第11号	3,4,5	1951 2	23
福岡	福岡県風紀取締条例	1952. 1. 10	〃 第3号	3,4,5		〃
山梨	山梨県風俗保安条例	1952. 6. 13	〃 第16号	1,2,3,4,5		24
佐賀	佐賀県風紀取締条例	1952. 8. 29	〃 第69号	3,4,5		〃

市条例

市名	条例の件名	制定又は公布年月日	番号	取締事項	受理件数	本誌参照ページ
別府	街頭における売春等の取締条例	1949. 8. 20	条例第31号	3,4,5	1949～1951 9月 532	22
大阪	街頭等における売春勧誘行為等の取締条例	1950. 12. 1	〃 第68号	3,4	1951 1月～9月	〃
横浜	横浜市風紀取締条例	1950. 12. 4	〃 第46号	1,2,3,4,5	1951 510	〃
佐世保	佐世保風紀取締条例	1951. 10. 1	〃 第48号	3,4,5	1950～1951 9月 856	〃
甲府	甲府市風俗保安条例	1950. 12. 8	〃 第43号	3,4	1951 49	〃
豊中	街路等における売春勧誘行為等の取締条例	1950. 12. 28	〃 第47号	3,4	1951 1月～9月 3	〃
札幌	札幌市風紀取締条例	1950. 12. 15	〃 第40号	3,4	1951 214	〃
奈良	街路等における売春勧誘行為等の取締条例	1951. 1. 25	〃 第1号	3,4,5	1951 2月～9月 4	23
神戸	売いん等取締条例	1951. 2. 18	〃 第2号	3,4	1951 5月～9月 664	〃
岩国	売春等取締条例	1951. 2. 14	〃 第41号	3,4,5	1951 6月～9月 8	〃
伊東	道路等における売春勧誘等取締条例	1951. 5. 28	〃 第188号	3,4,5		〃
小倉	小倉市風紀取締条例	1951. 7. 4	〃 第28号	3,4	1951 7月～9月 30	〃
津久見	街頭に於ける売春勧誘等の取締条例	1951. 7. 16	〃 第86号	1,2,3,4,5		〃
清水	清水市道路等に於ける売春勧誘等取締条例	1951. 8. 31	〃 第47号	1～4		〃
富士吉田	富士吉田市風俗保安条例	1951. 9. 2	〃 第67号	3,4,5		〃
宮西	売いん等取締条例	1951. 9. 4	〃 第43号	3,4	1951 2	〃
岐阜	街路に於ける売春に関する諸行為取締条例	1951. 9. 29	〃 第46号	1,2,3,4,5,6		〃
函館	函館市風紀取締条例	1951. 10. 18	〃 第34号	1,2,3,4		〃
焼津	道路等における売春勧誘等取締条例	1951. 10. 26	〃 第61号	3,4,5		〃
小樽	小樽市風紀取締条例	1951. 11. 23	〃 第55号	3,4,5		〃
熊本	風紀取締条例	1951. 12. 1		3,4,5		〃
須賀	風紀取締条例	1951. 12. 8	〃 第32号	3,4		〃
宮	大宮市売春等取締条例（埼玉県条例により消滅）	1951.	〃 第73号	1,3,4,5	1951 4月～9月 335	〃
崎	尼崎市条例	1951. 12. 21		1,3,4,5,6	1950 10月～1951 9月 1	22
路	売いん等取締条例	1950. 10. 25	〃 第4号	1,3,4,5,6		〃
都	風紀取締条例	1952. 2. 12	〃 第5号	3,4,5		〃
倉	鎌倉市美化条例	1952. 4. 1	〃 第11号	3,4,5		24
戸	街娼取締条例	1952. 5. 31	〃	1,3,4,5		〃
川	売春取締条例	1952. 8. 1	〃 第42号	3,4,5		〃
		1952. 9. 1	〃 第35号	1,2,3,4,5,6		〃
		1952. 11. 27				

町条例

町名	条例の件名	制定又は公布年月日	番号	取締事項	受理件数	本誌参照ページ
(香川)善通寺	売春取締条例	1950. 11. 1	条例第1号	1,2,4,5		22
(福岡)芦屋	芦屋町風紀取締条例	1951. 2. 6	〃 第61号	1,3	1951 2月～9月 20	23
(兵庫)川西	街路等における売春勧誘行為等の取締条例	1951. 2. 28	〃 第2号	3,4	1951 11	〃
(北海道)千歳	千歳風紀取締条例	1951. 6. 21	〃	3,4,5		〃
(長野)軽井沢	軽井沢町売春取締条例	1951. 7. 1	〃 第16号	1,2,3,4,5		〃
(青森)大三沢	売いん及び風紀取締条例	1951. 11. 16	〃 第69号	1,3,4,5,6		〃

村条例

村名	条例の件名	制定又は公布年月日	番号	取締事項	受理件数	本誌参照ページ
(香川)端岡	売春取締条例	1951. 1. 1	条例第8号	1,2,4,5		22
(福岡)和白	和白村風紀取締条例	1951. 10. 23	〃 第88号	3,4,5	〃	23
(山梨)中野	中野村風俗並に売いん等取締条例			異例		
(青森)市川	川街娼取締条例	1952.				

註 (1) 取締事項欄の数字は次の内容についての処罰規定があることを示す。
1 売春行為　2 売春の相手方となる行為　3 売春婦が勧誘する行為　4 売春あつ旋の目的で行う直接間接の客引，見張，援助及び取締妨害等の行為　5 場所の提供　6 特殊関係（親族業為雇用等）を利用して売春をさせる行為
(2) 性交類似行為をも取締つているもの
栃木県条例，岐阜県条例，福岡県条例，伊東市条例，清水市条例，姫路市条例，大阪市条例，豊中市条例，神戸市条例，西宮市条例，奈良市条例
(3) 外国人に対する売春のみ処罰するもの　埼玉県条例，大宮市条例

一、売春に関する年表

―終戦直後から二八年七月まで―

戦後の売春問題を大別すると娼婦と街娼の問題にわけることができるが、この年表は主としてこれら売春婦の戦後における発生、増加の状況と、その基礎となる社会的状勢及び、これに対する政府並びに公共団体、民間団体等の対策を中心として、全国的動向を取あげたものである。

なお参考資料として、関係官公庁の通牒その他重要な資料を終りに添附したが、そのうち既に婦人少年局より出刊している売春関係の資料に掲載されたものは重複をさけるために除外した。

この年表作成にあたつては時間的制約のため完璧を期し得なかつたが、今後改めて修正補充するつもりである。

またこの作成にあたつては関係官公庁資料及び神奈川婦人厚生会の高橋英寿氏の「婦人福祉推進の恩開」によるところが多い。

昭和二〇年（一九四五年）

八月十八日　警視庁保安課、花柳界業者代表を招集、進駐軍に対する公設慰安施設について協議す。

内務省警保局より各庁府県長官に対し、「進駐軍特殊慰安施設整備について」無電を発送。（参考(二)）

この頃より各府県占領軍進駐に備えて、公用慰安婦募集並びに配置かを等が行われた。これは後に一般婦女子の防衛強姦を禁ずる意味となつた。

八月二六日　花柳界業者代表により、株式会社R・A・A協会（特殊慰安施設協会）が結成され、二九日警視庁これを認可す。

第一回接客婦募集（戦後処理の国家的緊急施設、新日本女性を求むの募集広告）に応募者殺到、一、三六〇名採用される。

八月二七日　R・A・A協会最初の事業として、大森小町隠開業、慰安を求める進駐軍兵士来訪。

九月二三日　総司令部覚書第九項「日本政府は花柳病撲滅に努力すべし。本事業は既存の日本機関によりなされる。」が発せられる。

連合軍の進駐によりこの頃既に街娼発生、連合軍によりパンパンの名称輸入される。

十月十六日　総司令部、花柳病対策を指令。

十一月一日　花柳病予防法特令公布。

昭和二一年（一九四六年）

一月十五日　この頃キリスト教婦人矯風会、婦選会、国民純潔協会、日本キリスト教復興生活委員会の四団体の連名で内務大臣に即時娼妓取締規則廃止と残存制度撤廃を請願す。

東京都の貸座敷業者自発的に公娼廃止を行う。

一月十二日　警視庁保安部長より、公娼制度廃止に関する件法令通達を発す。（参考(三)）

一月二一日　総司令部覚書「日本政府に対する公娼制度の廃止に関する件」発せらる。（参考(三)）

一月二八日　東京ではじめて街娼の一斉取締が行われた。検挙者数一八名。

二月二日　内務省警保局長より警視総監、府県長官にあて、公娼制度廃止に関する通牒を発す。

娼妓取締規則及び関係法規は、同年二月二〇日までに一切廃止となる。

三月一日　遊廓は特殊喫茶として日本人に再開される。

この頃より街娼婦の手先きとして浮浪児の客引き出現。（公娼街にオツリミット）

五月八日　進駐軍相手の組織的売春行為に厳制告示あり。

八月　この月はじめて全国一斉に街娼の取締を行つた。概数一五、〇〇〇名、東京都の検挙者数三〇七名。

九月三〇日　警視庁「闇の女」について協議す。

十一月一四日　次官会議において私娼の取締並びに発生の防止、及び保護対策を決定。（参考(四)）

この頃一般婦女子に対する不当検束並びに検診に抗議するために有志婦人団体により「婦人を守る会」が開かれ、「婦人を守る会」誕生。

十二月十二日　特殊婦人の保護厚生施設として川崎白菊寮はじめて開設される。（厚生省委託）

この年よりパンパンガールは売春婦一般に通用される。オンリー、ウヨク、ブラパン、ウエハン等の新用語通用。

昭和二二年（一九四七年）

一月一五日　勅令九号「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」公布。

三月　総司令部の指導により婦人福祉中央連絡委員会設置される。

四月十八日　都内有志婦人団体、売春取締問題並びに性病対策（山形県上の山温泉娼婦の性病集団発生についての実態調査）について協議。

五月三日　新憲法施行。

前年六月より現在までに警視庁管下売淫婦検挙数は一一、四四一名。

六月二〇日　総司令部、公娼廃止の徹底と以後処置について要請。

八月二一日　国際婦人三三組織出。

八月下旬　厚生省性病予防法案作成に着手。

九月中旬　総司令部「日本政府の売淫取締は熱意を欠く」と警告。

十月十日　全国性病予防協会（後主五助会）発足。

十月十一日　刑法改正により姦通罪廃止。

十一月　終戦連絡事務局労政課「売淫行為等禁止法案」を作成。

十二月十一日　婦人福祉中央連絡委員会、娼婦女性の更生福祉に関する具体策を発表。また転落女性更生福祉について総司令部サムス大佐、米議院議長、総理、大蔵、司法、文部、厚生、労働各大臣に請願。

鶴人と作少者

四月十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月二十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月二十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月二十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月二十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月二十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月二十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月二十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月二十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月二十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月二十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月三十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月二十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月二十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月二十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月二十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月二十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月二十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月二十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月二十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月二十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

五月二十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月二十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月二十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月二十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月二十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月二十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月二十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月二十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月二十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月二十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

六月二十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月二十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月二十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月二十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月二十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月二十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月二十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月二十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月二十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月二十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月二十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月三十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

七月三十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月二十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月二十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月二十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月二十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月二十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月二十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月二十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月二十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月二十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月二十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月三十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

八月三十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月二十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月二十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月二十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月二十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月二十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月二十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月二十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月二十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月二十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月二十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

九月三十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月二十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月二十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月二十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月二十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月二十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月二十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月二十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月二十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月二十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月二十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月三十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十月三十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月二十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月二十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月二十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月二十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月二十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月二十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月二十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月二十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月二十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月二十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月三十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十一月三十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月二十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月二十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月二十二日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月二十三日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月二十四日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月二十五日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月二十六日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月二十七日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月二十八日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月二十九日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月三十日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

十二月三十一日 鶴人と作少者、鶴人と作少者、鶴人と作少者。

四月二一日　衆議院行政監察特別委員会「女子及び年少者の人身売買に関する刑事罰」を衆議院議長に提出し強力な立法、行政措置を要望。

五月八日　勅令九号（参議院を通過国内法となる。（法律第一三七号）（「ポツダム宣言受諾に伴い発する法務府関係諸命令の措置に関する法律」）（参議院においては参考（八）による附帯条件がついた。）

五月二八日　労働大臣、婦人少年問題審議会に対し、売春問題の対策について諮問す。

この頃より駐留軍基地風紀問題について市民の関心高まり、月刊・週刊各雑誌等誌つてこの問題をとりあつ。又基地周辺の農家を宿とするパンパン増加特に日曜の風紀最悪、ために日曜授業実施の小中学校現わる。（月曜ふりかえ）

五月三十一日　東都市、「風紀取締条例」制定。

六月四日　東京都内七婦人団体代表が赤線区域の取締について警視庁当局に、また参議院の附帯条件とされた売春単独法の早期実現方を法務府に要望した。（参考（八））

六月一三日　山梨県「山梨県風俗保安条例」制定。

六月十五日　広島市の新特飲街建設に市民の反対運動高まり、改界への陳情請願も活発となり問題化してきたため参議院学生委員会より赤松、川崎、大野の三代議士等実情調査に赴く。

六月　基地における風紀問題が見逃しがたくなつたので、婦風会及びキリスト教青年会他二十二団体が協議して純潔問題中央委員会が結成され、勅令九号法律化の後の事態に対処するために連絡をとることとなつた。

七月二三日　かねて米上院議員オハラ氏は、日本の米軍基地周辺の売春取締について国防長官に質問中のところ、米陸軍当局は二三日書面回答した旨入電あり。（参考（九））

七月　赤線区域外にある都内のもぐり売春宿は約三、〇〇〇軒と警視庁発表。

七月三十一日　警視庁は赤線区域取締について関係警察署長宛通牒を発す。（参考（十））

八月一日　鎌倉市「鎌倉市美化条例」制定。

八月二十九日　佐賀県「佐賀県風紀取締条例」制定。

九月一日　八戸市「補導取締条例」制定。

十一月　婦人福祉連絡協議会から「婦人福祉対策要綱」提出され、売春問題に関する教育啓蒙、売春婦の保護対策及び取締の強化について建言した。

十一月二十六日　日米合同委員会風紀分科委員会が日本側から、外務、法務、文部、厚生、労働の各省から一名と、国警本部、地方自治庁各一名、米軍側から六名によつて結成される。

十一月二十七日　市川市「売春等取締条例」可決。

十二月三日　売春処罰法制定促進委員会結成、これは超党間中央委員会が改名したものである。なお委員長八市田落実氏、副委員長神近市子、植村環の両氏に決定。

十二月二十七日　婦人少年問題審議会では売春問題の対策を労働大臣に答申した。（本誌巻頭掲載三九頁参照）

昭和二八年（一九五三年）

三月十四日　第十五国会に上程された売春処罰法案は国会解散のため審議未了。

三月二十三日　売春処罰法制定促進委員会では、総選挙に際し、立候補者中、一、五〇〇名に対し売春処罰法制定に関しての賛否を問い合せたところ一五〇名より賛成の返事があつた。

五月二十七日　北海道千歳町では特殊飲食店営業に関する特別措置条例を制定すべく関係者を招き懇談した。

六月十六日　駐留軍施設周辺の風紀問題対策に関し日米合同委員会において、1地方連絡協議会を設置、2売春、性的犯罪の取締強化、3駐留軍による立入禁止の設置など両者の合意をみ、関係各省次官会により北海道他十二都道府県に通達された。米軍側も総司令官から地方司令官宛通達した。（参考（十一））

六月二十五日　右の件につき更に二十一府県に通達される。

七月　参議院法務委員会内に、売春対策特別委員会が設けられ、売春等処罰法案提出の準備中。

一、参考資料

（参考の（一））

外国軍駐屯地における風紀取締について

（昭和二十年八月十八日　各庁県長官宛の無電通牒）

外国軍駐屯地に於ては別記要領に依り之が風紀取締等設備の要あるも本件取扱に付ては極めて慎重を要するに付特に左記事項留意の上遺憾なきを期せられ度。

記

一、外国軍の駐屯地区及時季は目下全く予測し得ざるところなれば必ず貴県に駐屯するが如き際を慮き一般に動揺を来さしむるが如きことなかるべきこと。

二、駐屯せる場合は急速に開設を要するものなるに付内部的には予め手筈を定め置くこととし外部には絶対に之を漏洩せざること。

三、本件実施に当りて日本人の保護を建前とするものなることを理解せしめ地方民をして誤解を生ぜしめざること。

（別記）

外国駐屯軍風紀取締等整備要領

一、外国駐屯軍に対する営業行為は一定の区域を限定して従来の取締機関にかかわらず之を許可するものとす。

二、前項の区域は警察署長に於て之を設定するものとし日本人の施設利用は之を禁ずるものとす。

三、警察署長は左の営業に付ては積極的に指導を行い設備の急速充実を図るものとする。

性的慰安施設、飲食施設、娯楽場

四、営業に必要なる婦女子は芸妓、公私娼妓、女給、酌婦、常習売淫犯者等を優先的に之を充足するものとす。

（参考の（二））

公娼制度廃止に関する件依命通達

（昭和二十一年一月十二日　保安局長より各庁長官宛）

公娼制度は社会風紀の保持上相当の効果を収め来りたるも最近の社会情勢に鑑みるに公娼制度の廃止は必然の趨勢なるを以て今般左記に依り貸座敷及娼妓は之を廃業せしめ之等廃業者に対しては私娼として稼業継続を認め公娼制度を廃止致すことと相成たるを以て指導取締上遺憾なきを期せらるべし。

追而本措置は昭和二十一年一月十五日より実施す。

記

一、方針　現業者（貸座敷及娼妓）をして自発的に廃業せしめ之を私娼として稼業継続を許容す。

二、方法

1　現行貸座敷指定地域をその儘私娼黙認地域として認むること。

2　既存の貸座敷業者は接待所、娼妓は接待婦として稼業継続を認むること。

3　接待婦の稼働場所及居住は前記1に依る地域内に限定すること。

4　接待婦が其の就業を以て債務を返済するを内容とする貸借契約は之を禁ずること。

5　遊興料金の配分率は当分の間接待婦の取分百分の五十以上業者の配分百分の五十以下とすること。但し食費衣料其他の負担は従前の慣例に依らしむること。

6　性病予防に関しては其の施設検診等性病予防規則に依らしめ業者及接待婦をして従前に倍して病毒伝播防止に努めしむること。

7　酒類其の他飲食物の提供は従前の程度に於て之を認め客の意に反して之を提供なすが如きことなき様すること。

8　前各号の事項其の他風紀上必要なる取締事項は内規に依り之を定むること。

三、現行公娼制度に関する庁令及通牒の処置実施上の円滑を図る為前号の実施に依り事実上公娼絶滅となりたる後之を廃止する予定なること。

（参考の（三））

連合国軍最高司令官覚書

（昭和二十一年一月二十一日日本帝国政府宛）

主題　日本における公娼廃止に関する件

一、日本に於ける公娼の存続は、デモクラシーの理想に違背し、且全国民における個人の自由発達に相反するものなり。

二、日本政府は直ちに国内における公娼の存在を直接乃至間接に認め、もしくは許容する一切の法律法令及その他の法規を廃棄し、且無効ならしめ、且該諸法令の趣旨の下に如何なる婦人も直接乃至間接に売淫業務に契約し、もしくは拘束せる一切の契約並に合意を無効ならしむべし。

三、当覚書を遵守するために発令せらるる法規の最終準備完了と同時並にその公布前に該法規の英訳二通を当司令部に提出すべし。

四、公娼、妾、芸妓、酌婦、女給等の業務の経済的、個人的利益及び福祉の向上発達を図ることを目的とした自主的な組合の結成及びその発展を図りこれに対し側面的な指導を加えること。

現在既に設立せられている接客婦の組合で自主的でないもの又は不発全なものは前項によつて改組するよう指導すること。

五、娼妓、芸妓、ポンサン、酌婦、女給等の業務の経済的、個人的利益及び福祉の向上発達を図ることを目的とした自主的な組合の結成及びその発展を図りこれに対し側面的な指導を加えること。

六、接客婦等の営利的な紹介はこれを禁止することとしてその媒介斡旋業に関する所轄県令はこれを廃止すること。

二、「闇の女」の発生防止及び保護対策

1　民生委員の活動を積極的にして貧困による売笑婦への堕落を防止する為生活保護の徹底を図ること。

2　主要都市その他必要の地に婦人福祉施設を設け家出婦女、浮浪婦女その他警察に検挙された婦女等のうち更生見込のある者で生活の根拠を欠いているものを収容保護し、この施設に於て正常生活の訓練、授産及転業指導実施を行い健全な勤労による自立更生の途をたてさせるよう措置すると共に病院その他必要の所場に相談指導員を派遣してこれら婦人の判別及び身上生活方般の相談指導を実施しこれに基いて適当な保護更生の方途を講ずること。

3　子女の教育指導に依つて正しい男子間の交際指導、性道徳の昂揚を図る為次のような措置を講ずること。

（イ）家庭に於ける子女の教育について積極的な関心を高める為、母親学級、両親学級、父兄会等に於て子女の問題について協議懇談指導すること。

（備考）公娼の廃止後には売笑の実態調査のよりよき資料は得難いこと。

陸軍の研究所で、ある実験が行われていた。対象は中学生の男子。名前は伏せられ、ただ「被験者A」と呼ばれる。目的は、恐怖を感じない兵士を作ること。薬物と電気刺激を組み合わせ、痛みを感じる前に反応する神経を焼き切る――そんな発想だった。

実験は三年続いた。被験者Aは、最初は泣いていた。二年目には、泣かなくなった。三年目には、笑うようになった。研究者は、成功だと記録した。

問題は、その後だ。

被験者Aは、戦場に送られた。そこで、味方を撃った。理由は、命令だった。撃たなければ、自分が撃たれる。Aは、命令を覚えていた。痛みを覚えていた。だが、恐怖を覚えていなかった。

戦後、Aは精神病院に入った。そこで、初めて泣いた。何年ぶりかの涙だった。Aは、自分が何をしたかを、はっきりと覚えていた。

研究者は、この結果を「予期せぬ副作用」と呼んだ。倫理委員会は、実験を中止した。だが、資料は残った。

Aは、1947年に死んだ。自殺だった。遺書は、一行だけだった。「もう、何も感じたくない。」

この実験は、公式には存在しない。だが、当時の関係者の証言は、複数残っている。

問題は、これが「過去の話」だと言い切れるかどうかだ。薬物と電気刺激の組み合わせは、今の技術で、もっと安全に、もっと効率的に、できるようになっている。

Aの記録は、ある大学の倫理委員会で、毎年、学生に配られている。

ただし、配られているのは、要約だけだ。Aの名前は、消されている。実験の場所は、「ある研究所」とだけ書かれている。

Aは、何を感じていたのか。

それを、誰も、知らない。

ある地方の小学校で、ひとりの男子生徒が、ノートに「人を殺す方法」を書いた。

発見したのは、担任の教諭だった。ノートは、鉛筆で、びっしりと、ページ数にして、三十枚ほどだった。

内容は、具体的だった。凶器の選び方、人目を避ける時間帯、逃げる経路、証拠の隠し方。

教諭は、校長に報告した。校長は、教育委員会に報告した。

問題は、ここからだ。

この生徒は、いじめを受けていた。

ノートは、誰にも見せていなかった。

教諭は、生徒を呼んだ。

生徒は、泣いた。

謝った。

ノートを、ストーブに入れた。

教諭は、ノートを、焼いた。

校長は、生徒の家に、電話をした。

家庭は、共働きだった。

母は、仕事を、休めなかった。

父は、出張だった。

生徒は、一人で、ノートを、書いていた。

誰も、気づかなかった。

教諭は、自問した。

自問した。

自問した。

ノートを、焼いてよかったのか。

証拠を、残すべきだったのか。

生徒を、呼ぶべきだったのか。

呼ばなければ、何が、起こっていたのか。

教諭は、分からない。

校長は、分からない。

教育委員会は、分からない。

分からないまま、ノートは、焼かれた。

生徒は、転校した。

転校先で、生徒は、また、ノートを、書いた。

今、ノートは、ない。

ノートを、焼いた、ストーブは、ない。

生徒は、大人になった。

大人になった、生徒は、ノートを、覚えている。

覚えている、ことを、覚えている。

覚えている、ことを、覚えている。

教諭は、覚えていない。

教諭は、覚えていない。

教諭は、覚えていない。

ノートを、焼いた、ことを、覚えていない。

覚えていない、ことを、覚えていない。

覚えていない、ことを、覚えていない。

ノートは、ない。

ノートは、ない。

ノートは、

めるとともに、日米合同委員会において風紀対策分科委員会を設けて協議を重ねてきたところ、駐留軍においては、単に性病予防対策のみに限らず、風紀問題についても関心を示し、日本側の方針に協力する態度のもとに今般日米合同委員会において当面の対策として別紙甲号及び乙号のとおりその実施要領の合意をみた。

右要領の趣旨は、(一)現地日米両局間の意志疎通を図るため関係地方に「地方連絡協議会」を設けて、風紀問題を含めて現地駐留軍と日本人との社会関係改善に関する問題を処理すること。但し政府は現地において処理できない問題があるときは、それを日米合同委員会等に付託して処理することができること。(二)売春並びにこれに伴う犯罪取締のため警察活動を更に強化すること。(三)警察取締のみでは効果を収め難い場合においては、現地駐留軍と協議の上、現地駐留軍において、駐留軍要員に対し立入禁止の地域又は建造物を指定することである。

従来貴管下においても、予て本件の対策については、種々御配意のことと考えるが、今般日米合同委員会においてその取扱が定められた事情をも充分御了察の上、関係市町村長及びその他の関係者に対し、地方連絡協議会の設置その他当該地区の実情に即して、適当な対策を講ずるよう連絡方をお願いする。

なお本件の趣旨は、駐留軍側においても既に現地部隊に連絡済みであるので、念のため。

別紙甲号訳文

風紀分科委員会合同委員会宛覚書

勧告

一、参照（この項省略）

二、前掲参照一、Aの覚書に依り、合同委員会によつて設立せられた特別委員会は本分科委員会により継承されたが、その名称は風紀分科委員会とすることを勧告する。

三、今日迄行われた会議の結果各委員は日本の社会と米軍との間に生ずる諸々の社会問題の改善にあらゆる可能な措置をとる必要を深く認識し、ここに本委員会は、合同委員会第二十五回本会議において討議された提案に基く地方連絡協議会の設立と有効な運営を促進且つ助成する為、合同委員会を通じ継続的に適当な措置が取られることを勧告する。右に述べた社会問題とは、左の二つを含むものである。

A、地方住民及び在日米軍要員の相互に関係する限度において売春及びそのもたらす社会悪を抑止し、且つ健康の維持を計ること。

B、地方住民と在日米軍要員との間の接触にあつては極めて高い品行を維持することを奨励し、促進する為、取締の機構を有効ならしめること。

右に述べたところに従い、次の事項が提案された。

A、日本政府は関係市町村長が在日米軍の現地司令官と協力して前記地方連絡協議会を設立、これを有効に運営することを勧告する。

B、売春及びこれのもたらす社会悪に関する問題については、日本政府は、関係地方官憲にこれら売春及び社会悪を抑圧する為警察活動を強化することを勧告する。右に関連し、日本政府又は必要な場合にはかかる地方官憲に援助を与える機努力するものとする。

C、売春及び社会悪の抑圧と健康の維持については、警察力の使用のみによつて之を達成することは不可能であり、在日米軍施設に隣接する地域においては地方官憲と在日米軍の現地司令官との協力を通じて始めて有効な効果を挙げ得るものであるから、関係在日米軍司令官の権限と能力の範囲内において現地における措置を取るべくあらゆる努力をするものとする。かかる措置は、米軍内部の規則手続の定めるところに準拠する立入禁止区域の指定及び撤廃を含むものとする。

D、地方連絡協議会の運営にあたつては、協議会により協議された事項は現地限りに解決するようあらゆる努力を払うものとする。現地限りの解決が不可能な事項は、日米双方夫々適当な経路を通じて合同委員会を含む上級機関に付託することが出来る。

E、地方連絡協議会は次の十五地域並びに基地米軍施設の近傍にある区域で地方当局及び現地米軍司令官が適当と認める場合に設置されるものとする。

市町村名	県	米軍施設
千歳町	北海道	キャンプ千歳
大三沢町	青森	三沢飛行場、他
東根町	山形	キャンプ
仙台市	宮城	キャンプ仙台、他
福生町	東京	横田飛行場
八王子市	東京	
立川市	東京	立川飛行場
木更津市	千葉	木更津飛行場
横須賀市	神奈川	横須賀艦隊司令部、其他
富士山麓一町七ヶ村	静岡	東富士演習場
奈良市	奈良	R・Rセンター
豊中市	大阪	伊丹飛行場
米子市	鳥取	米子射撃場
福岡市	福岡	板付飛行場
佐世保市	長崎	佐世保艦隊司令部、他

日本側代表　関守三郎

米国側代表　陸軍中佐　ジョージ・G・ルイス

別紙乙号

日米地方連絡協議会設置要領

一、目的　日本国民と駐留軍の緊密なる協力及び双互親善を図るとともに両国間の社会関係を改善するため現地日米関係当局において連絡協議するをもつて目的とする。

二、構成　地方自治体の長、公安委員、教育長、警察署長、保健所長、婦人少年室長、PTA会長、婦人団体、その他団体代表者、民間有識者等並びに現地駐留軍代表（現地軍司令官、法務、宗務関係担当官及び憲兵隊長）等をもつて構成する。

三、運営　本会において協議した事項は現地的に処理する。但し右により処理し難い場合は、行政協定に基く日米合同委員会に付託することを得る。

四、備考　本要領に関してはすでに駐留軍当局より現地軍に対し別紙の通り指令済みであるが、日本側メンバーの構成に関しては日米合同委員会において、前二号通り日本側の裁量に委ねる旨了解を得た。

全国における通称赤線区域及びこれに準ずるものの概数

都道府県別	箇所数	業者数	接客婦数	備考
北海道	9	920	4,700	許可なしの業者数はこの約倍数ある見込。
青森	15	106	426	
岩手	15	86	358	
宮城	8	76	336	
秋田	24	159	417	
山形	9	55	274	
福島	53	190	467	県下に散在するものをすべて集計した。
茨城	1	28	60	業者数の少い地域を含まない。
栃木	10(13)	279(460)	628(968)	（ ）の中は特殊地域内のもの。左は散在するものを含む数。
群馬	22	226	477	
埼玉	6	216	477	業者数と接客婦数は散在しているものを含む。
千葉	20	276	734	左は都区内で警視庁が許可を与えている概数。
東京	18(18)	2,886(90)	7555(861)	（ ）の中は郡部についての数。
神奈川	20	730	2,400	その他娼婦芸妓等の概数　13,000人
新潟	14	170	400	
富山	31	不明	1,068	
石川	不明	855	765	
福井	9	152	452	
山梨	8	120	不明	
長野	不明	624	1,142	
岐阜	4	122	674	
静岡	25	875	1,856	
愛知	27	658	2,534	
三重	25	260	1,075	
滋賀	7	177	883	
京都	16	1,383	3,027	
大阪	18	934	3,630	
兵庫	12	247	755	
奈良	3	74	392	
和歌山	13	294	889	
鳥取	4	77	205	
島根	5	62	186	
岡山	9	213	684	他に予備隊周辺に私娼が多数いる。
広島	13	354	1,468	
山口	22	252	1,244	
徳島	2	58	142	
香川	6	199	462	
愛媛	8	63	346	
高知	2	272	440	
福岡	12	1,500	5,500	
佐賀	6	92	440	
長崎	9	814	3,174	
熊本	6	215	697	
大分	12	315	1,262	
宮崎	9	97	429	
鹿児島	29	516	2,127	
合計	608	17,226	58,968	

全国芸者並びにこれに類するものの概数

都道府県別	芸者数	芸者に類するもの	計
北海道	137	320	457
青森	78	130	208
岩手	124	153	277
宮城	203		203
秋田	63	154	217
山形	117	24	141
福島	480		480
茨城	176		176
栃木	336		336
群馬	203	9	212
埼玉	285		285
千葉	220		220
東京	2,700		2,700
神奈川	898		898
新潟	709	74	783
富山	736		736
石川	706	348	1,054
福井	265		265
山梨	102		102
長野	444		444
岐阜	384		384
静岡	873		873
愛知	766		766
三重	2,016	6,804	8,820
滋賀	31	10	41
京都	715	250	965
大阪	923	114	1,037
兵庫	696		696
奈良	148		148
和歌山	218	878	1,096
鳥取	57		57
島根	56	58	114
岡山	51		51
広島	62		62
山口	172		172
徳島	90		90
香川	83	6	89
愛媛	27	65	92
高知			
福岡	556		556
佐賀	33		33
長崎	132	121	253
熊本	204	778	982
大分	84		84
宮崎			
鹿児島	10		10
合計	17,369	10,296	27,665

備考　地方財政委員会資料による。（昭和25年12月末日現在）

各地方婦人少年室調査による。（昭和27年6月現在）

芸者数と接客婦数は地域をなさず散在する数も含む。

女子保護実施状況調査(1)

今年の四月に行つた女子保護実施状況調査は「昭和二十七年における女子保護の概況」として関係方面に送付しましたが今回は、そのうち女子労働者雇用の趨勢について検討してみたいと思います。

調査の対象は女子を五〇人以上雇用する事業場一七二か所で、これらの事業場に雇用される女子労働者数は、昭和二十七年十二月三十一日現在で三九四、七九六人です。

① 女子労働者数の推移

労働者総数では、昭和二十七年末には同年初めに比べ、三二、二二五人（二・四%）減少しています。内訳は男子四、一九〇人減に対し、女子二六、九三五人の減少で、夫々の男女労働者数との比は男子〇・五%、女子五・一%です。以下女子労働者のみについて考察すると、殆ども多く減少した産業は紡織および衣服身廻品製造業で、二、九、九〇三人減ですから、紡織以外の産業では、女子労働者は二、九六八人増加しているわけです。もつとも、この増度の増加では、昭和二十七年一月一日の女子労働者数四二一、七三一人に対し、〇・七%に過ぎず、昨年操短で行われた紡織関係以外では、ほぼ保ち合つていると考えてよいでしょう。

一、〇〇〇人以上減少があつた産業は、夫々電気機械器具製造業（増）、鉱業（減）、ゴム製品製造業、増加が一三産業ありますが、とりたてていうほどのことはありません。

② 有夫者数

女子労働者総数の減少にもかかわらず、有夫者数は逆に、九一六人増加しています。有夫者の減少したのは、鉱業（一四九人）、他二産業（一一二人）だけで、その他は、増減なしの漁業および水産業を除き、いずれも増加となつています。女子労働者中にしめる有夫者の割合をみると、高い方では、農業の九七%がありますが、之は対象事業場が一件なので除きますと、鉱業（二九%）、その他の製造業（二一%）、棚卸製造業（一〇%）、第一次金属製造及び金属製品製造業（一〇%）などで、低い方では紡織及び衣服身廻品製造業（五%）、印刷及び小売業（六%）などがあります。女子労働者の過半数を占める紡織関係において有夫者が殆ども低の五%であるために、一〇%以上の産業が金属業の四分の三を占めるにも拘らず合計では、九%という率になつています。

これは昭和二十六年度の女子保護実施状況報告（対象事業場一六、五四一、女子労働者数九八八、六〇七人）と対象において異つているのですが、その女子労働者総数に対する有夫者の百分率（と便宜比較してみますと二一・七%に近く、二十五年における九・〇%とほぼ等しくなつています。

女子の就業者と完全失業者数 (1953年4月)

産業別	女子	男子計	男女計に占める女子割合	女子雇用者の産業別構成率	女子の前年同月との比較
	千人	千人	%		千人
総数	16,020	33,490	40.8	—	+ 1,240
就業者					
自営業者	2,150	8,100	21.9	—	+ 80
家族従業者	9,570	4,330	68.7	—	+ 740
雇用者	4,070	10,760	27.0	100%	+ 270
農林業	180	320	28.9	8.2	+ 20
漁業及び水産養殖業	20	280	8.0	0.5	+ 20
鉱業	70	610	12.0	1.7	− 20
建設業	190	900	17.8	4.7	+ 40
製造業	1,560	3,490	29.0	38.2	− 20
卸売，小売，金融，保険，不動産業	770	1,520	34.4	18.9	+ 160
運輸，通信その他の公益事業	210	1,650	11.8	5.2	+ 20
サービス業	940	1,180	44.3	23.1	+ 70
公務	190	960	16.5	4.7	+ 10
完全失業者	240	290	45.4	—	+ 60

（註）統計表の数字はすべて調査結果の実数に拡計乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから，表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。 —総理府統計局 労働力調査—

一人一か月平均現金給与総額 (1953年4月)

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
	円	円	%
総数	7,686	17,176	45
鉱業	7,697	17,299	45
製造業	6,791	16,757	41
卸売及び小売業	9,164	19,076	48
金融及び保険業	12,006	26,157	46
運輸通信及びその他の公益事業	9,756	16,360	60
建設業	5,567	11,178	50

—労働省労働統計調査部調—

婦人・少年ニュース

☆あとをたたない人身売買

住所不定荒井尚毛(30)、荒川区無職竹内愛裕利(31)、同弟酸綿工竹内好夫(18)の三名は埼玉県南埼玉郡百間村の十九歳になる娘を「洗濯へ映画を見にゆこう」と騙し出し、映画見物後旅館につれこみ暴行し一月六、七万円働けるところがある」といつて亀有の特飲店に五千円で売りとばした。警視庁少年課の調べによると、同課の手に、約四十人の少女が一人三千円から一万円で東京都内の特飲店に売つていたことがわかり、送検された。(六・一〇・朝毎)

★天草で四名の婦女を酌婦に

長崎県天草郡牛深町山崎ノブ(三八)—仮名—はもと京都府綾部町の特飲店「辻よし支店」に酌婦として働いた経歴の持主で、牛深町の十九歳くらいの婦女三名を昨年十月から本年二月までの間に同特飲店に酌婦として周旋し、手数料一万三千円を得ていた。最近このように前歴者のルートから酌婦を集める傾向が業者にみられる。牛深町は飛来から酌婦の供給地として知られているので、本渡労働基準監督署では山崎を送検するとともに、今後も徹底的調査を行うことになつた。(毎・一五・朝毎)

★性病予防の「新条例」に反対

北海道の米軍基地千歳町では米軍当局の性病予防についての強硬な申入れの対策として「特殊営業関係者など許可にかんする特別措置条令」という条令案を作つて町議会に提案同時に道と厚生省にも意見を求めた。この条令は八条からなり、街娼に部屋を貸す特殊業者を許可制にし、調査の上「許可証」を与えて各戸にはらせ、業者は問借人（届出で許可された者）、飲食業者（有給無給を問わず業者に雇われているもの）を週二回以上検診を受けさせる。罰則は二年以下体刑、十万円以下の罰金というようなもので、これらは売春業を正式に許可していることになる点も、強制検診が街娼から一般婦人にも及ぶ可能性がある点で、当局は反対し、厚生省では、道の性病予防法対策との喰いちがいや、警察側の売春取締とのギャップを心配している。ともあれ、この条令は公娼復活のきつかけになる恐れがあるものとして心あるものは反対を声明している。(六・一九・社会タイムス)

★亡国調平塚育頭へ抗議

六月二十一日の読売新聞で、山川菊栄氏は西条八十作詞の平塚育頭について、大要次のような抗議をされている。その歌詞は「ひと夜泊りのあの平塚で、摘んだおばこの浜なでしこが、忘れられない、忘れられない、夏が来る…」というようなもので、同市では七月四日その歌の発表会を行い、平塚市の宣伝歌として大いにはやらせる意向だという。この歌詞は明らかに日本人自身の売淫に対する恥知らずを礼讃しているものであり、女性を動物視する習慣を根絶するどころか、公共団体がこういう態度に出ることは許さるべきではない。世界のどこの国にも日本ほど大量的に公然と男性のために慰安接客婦が存在する国はない。こんな亡国音頭は近代都市としての平塚市民によつて受け入れられていいものでしょうか。(六・二二・朝毎)

★賛否両論の「青年学級振興法案」

中学校を卒業して勤労する青年で高等学校へゆけない者が、単期講習の形で教養を受けている、いわゆる青年学級は現在全国に一万一千学級（受講生約百万人）あるが、文部省ではこれを法制化し、一定のわくに当はまるものには国庫で経費の一部を助成しようというのである。その内容は「市町村が開設し、公民館や学校が実施にあたり、同一市町村に住む十五人以上の勤労青年が希望するときは、青年学級の設置を市町村の教育委員会に申請することができる。学級生三十人以上開設期間一年以上、学習時間数一年間百時間以上、一定の資格を持つ主事が担当するものは、国庫補助（一学級当り八千円、合計七千三百万円）を受けられるとしてある。

青年学級の設置法案に対しては日教組や日本青年団連絡協議会などから「勤労青年のためには定時制高校がめざかから、これに力を入れればよい。また青年学級は戦争中の青年学校の復活になる恐れがある」もいう理由で強い反対がある。(六・二四・朝日)

★浜田糸衛氏らモスクワへ

デンマークで開かれた世界婦人大会に出席した日本婦人代表の一人浜田糸衛女史（日本婦人団体連合会事務局長）を団長とする一行六名は、ソ連婦人反ファシスト委員会の招きにより、六月二十二日列車でモスクワに到着、浜田女史は駅頭で「日本婦人はいまアメリカの圧制下で非常に苦しんでいるが、ソ連を中心とする世界平和運動に大きな希望をもつている」と挨拶した。（六・二四・朝毎夕刊）

★婦人民生委員の増員

全国十二万五千の民生委員は生活困窮者に対する政府の扶助料の決定権を持つているため、地方の頭きになり、各種の選挙などにも面白くない存在となりがちだつたので、厚生省ではこの点を除くため民生委員法の改正案を国会に提出した。その要点は、一、民生委員の推薦母体をひろげる（今まで社会事業団体・市町村会議員・学識経験者の三者代表であつたのを、さらに民生委員・各種学校職員・行政官庁職員・社会事業家の四種代表を加えたこと）、二、要保護者の生活扶助料の最後的決定には民生委員に手を引き、福祉主事の求めに応じて、生活困窮者の生活実態調査だけを行うこと、三、生活困窮者には未亡人が多いため、男の民生委員は親族に当つて間違を起こす恐れもあるので現在二万五千の婦人民生委員を四、五千くらいにふやすことになつている。(六・二二・朝日)

★中野ツヤ氏渡米

幅民寮公團総裁三宅重中野ツヤ氏（婦人）は今夏米国ハーバード大学で開かれる「国際夏期セミナール」に参加するため七月三日羽田発ポを出発した。各国からの参加者四十人のうち女性は同氏とフランス人の二人。八月下旬講座終了後、米国の都市行政における公聴活動や婦人・児童問題を調査、十月初旬ごろ帰国の予定。(六・二四・朝日)

★実父の断定は困難

元メード殺人事件の容疑者として検挙された六月九日、元東京拘置所収監人アルフレッド・ウイリアム・ブルックス氏（三〇

★女子教育の考る原因

ユネスコ本部の専門委員会で男女平等が教育の上にどうあらわれているかについて調査していたが、これについてユネスコの日本婦人少年局は次のように発表した。

一、社会的原因として　①男女はそれぞれ社会的役割が違うという伝統的な考えから社会人としての教育を女子に与えることを妨げている。②女子の知的向上は結婚の妨げとなる。③女子は身体的にも弱いから庇護すべきである。

二、家庭的原因として①学齢期の少女は家庭で家事に使われる。②男子に十分な教育を受けさせるために女子を犠牲にする。③工業国では女子は早くから工場、商店に勤めて家計の補助をする。④女には教育費の代りに嫁入り仕度に費用を使う。⑤就職する場合雇主は女子より男子を好む。

三、生活経営からの原因　①経済的におくれた社会では、衣食住の仕事はすべて婦人の負担になるので、教養の時間がない。②家事の合理化の思想が一般に普及していない。③家事労働を軽減する道具や設備が商すざる。④家事労働の社会化、協同化の企画が真剣にとりあげられていない。（七・一八、キリスト教新聞）

◎売春防止のための特別活動が行われます

前号のこの欄でもお伝えいたしましたように、八月一日から九月三十日まで売春防止のための運動が次のような要領で行われます。売春行為は最近ますます露骨となり、人道上、風紀上はもちろん、婦人の地位向上の見地からも放置できない状態にあります。この事態に対処する一方法として売春禁止法の制定の必要が叫ばれていますが、これと並行して売春の防止のため効果的な諸対策、わけても売春婦の保護更生のための施策が必要です。にもかかわらず売春問題に対する一般男女の考え方は、日本社会の伝統的な風習や観念にわざわいされて根ったものが多く、余り関心をもっていません。この機会に一般男女の関心をたかめ、正しい世論をおこし、この問題の解決のために一歩を進めたいと思います。

一、期間　昭和二十八年八月一日から昭和二十八年九月三十日まで

二、対象　一般男女

三、実施の主体　労働省婦人少年局、各都道府県婦人少年室

四、活動の重点

（一）売春問題を理論的、実践的に検討する。

（二）売春問題についての正しい考え方を啓発する。

（三）売春防止対策を検討して、その実施を促進する。

1. 社会的、経済的対策
2. 精神的、家庭的対策

五、実施事項

（一）教育宣伝活動

1. 売春問題講演会、懇談会、研究会の開催又は共催（地方の実情に応じてこれらの会合のうち可能なものを適宜実施する。
2. 報道機関による宣伝（新聞・ラジオ・その他）

（二）調査活動　売春実態調査を東京都神奈川県ににおいて実施する。

（三）資材の作成発行　売春に関する法令集、売春に関する資料、各国の売春対策、その他リーフレット・パンフレット等

―どらんになりましたか―

▼働く婦人の健康手帳　かわり型パンフレット

▼健康で能率的な婦人の職場設計パンフレット

▼働く婦人の健康な生活設計・幻燈・レコード附

▼働く婦人の衛生管理について B5版（婦人労働問題中央研究会議記録）

▼働く婦人の衛生管理について B5版（婦人労働問題地方研究会議資料集）

御知人にお進め下さい！

「婦人と年少者」は皆さまの御支援によりまして、号を重ね、早くも五号を送り出すことになりました。内容もますます充実して、よい雑誌だという声をきいております。しかしまだ、この存在をご存じない方も多いことと存じます。婦人と年少者に興味を持たれる方や、その方面の指導的な仕事をされる方々にはなくてはならないものと思います。どうぞ一人でも多くお読みいただきますよう、御知人に御宣伝ください。

原稿募集

「婦人と年少者」は全国に広く取材して編集いたしたいと思います。各地の婦人少年室を始め婦人と年少者に関係ある諸機関の事実にもとづいた活動状況や、実情のレポートをお待ちしています。

一、内容

○婦人少年室、その他の関係機関の活動

○地方で起った婦人と年少者に関する諸問題（いずれもなるべく具体的に）

一、分量　四百字詰三枚以内

一、締切　毎月五日

一、掲載の分には謝礼を致します。

一、送り先　本会編集部宛

―編集室より―

独立後の逆コース的現象の一つとして売春行為は公娼の昔に劣らない様相を示しつつあります。ちょうど売春処罰法の国会提出の準備が進められているところであり、この際、一般の関心を深めるために婦人少年局によって行われる上記の運動に呼応して、本誌もこの運動の手がかりになるような資料を特集しました。ページ数に制限があるので、全部尽すことはできませんが、この問題に関心を持たれる方々の便利な手引となることと思います。

昭和二十八年八月一日　印刷
昭和二十八年八月五日　発行
婦人と年少者　第一巻　第五号
定価　五十円　〒四円
東京都新宿区伊勢町三〇五
印刷人　石井宛一
編集人　久米愛子
発行人　神近市子
東京都千代田区大手町一丁目七
発行所　婦人少年協会
電話　九ノ内（23）一〇三五　四七八八
郵貯口座東京一〇七九四

婦人少年協会規約

（名　称）

第一条　この会は婦人少年協会と称する

（事務所）

第二条　この会は事務所を東京都内におく

（目　的）

第三条　この会は婦人及び年少者に特殊な労働条件の向上並びに一般婦人の地位の向上に関する知識を普及するとともに政府の行う婦人と年少者に関する業務に協力し、婦人少年問題の解決に寄与することを目的とする

（事　業）

第四条　この会は前項の目的を達成するために次の事業を行う

一、婦人少年問題に関する調査研究

二、婦人少年問題に関する各種資料の作成、出版、頒布

三、その他この会の目的を達成するために必要なこと

（経費及び会計）

第五条　この会の経費は次に掲げるもので支辨する

一、会費

二、寄附金

三、事業に伴う収入

四、その他の収入

第六条　この会の会計年度は毎年四月一日から始り翌年三月三十一日に終る

（会　員）

第七条　この会の会員は次の各号の三種とする

一、甲会員　この会の目的に賛成し、且つこの会の事業に協力する個人又は団体であって毎年一、〇〇〇円を納付するもの

二、乙会員　この会の目的に賛成し、毎年五〇〇円を納付するもの

三、賛助会員　この会の目的に賛成し且つこの会の事業を賛助する個人又は団体であって年一〇、〇〇〇円以上を寄附したもの

会費は分納することができる

第八条　会員はこの会の発行する刊行物、資料等を無料又は実費で頒布を受け、又この会の行う事業について優先的な便宜を受けることができる

第九条　会員はこの会の業務について意見をのべることができる

（役員及び顧問）

第十条　この会に次の役員および顧問をおく

会　長　一名

副会長　一名

理　事　十一名以内（内一名を事務長とする）

監　事　二名以内

評議員　若干名

顧　問　若干名

第十一条　会長及び副会長は理事の互選会長はこの会を代表し会務を総括する副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する

第十二条　理事は甲会員又は学識経験者の中から甲会員が選挙する

選挙は書面で表決する

理事は理事会に出席し、会務の運営について協議し議決する

第十三条　監事は理事会の決議により会長が委嘱する

監事は会務を監査する

第十四条　評議員は理事会の推薦に基いて会長が委嘱する

評議員は理事会に出席し、意見をのべ重要会務の運営に参画する。

第十五条　顧問は理事会の推薦に基いて会長が委嘱する

顧問は会長の諮問に応ずる外、重要会務の運営に参画する。

第十六条　事務長は理事会の推薦に基いて理事の中から会長が委嘱する

事務長は日常事務を処理する

第十七条　役員の任期は二年とする

ただし重任を妨げない

補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする

（会　議）

第十八条　この会の会議は理事会および役員会とする

理事会は会長、副会長及び理事で構成する

理事会は会長が毎年二回以上招集し、会長がこれを議決する

一、規約の変更に関すること

二、解散に関すること

三、重要財産の処分に関すること

四、その他特に重要と認められること

第十九条　役員会は第十条に規定する役員及び顧問で構成する

役員会は会長が招集し、次の事項を議決する

一、規約の変更に関すること

二、解散に関すること

三、重要財産の処分に関すること

四、その他特に重要と認められること

第二十条　理事会及び役員会の議長は会長があたる

第二十一条　理事会の定足数は構成員数の二分の一とし役員会の定足数は構成員数の三分の一とする

議事は各出席員数の過半数で決する

賛否同数のときは議長が決する

第二十二条　理事会及び役員会は会長が必要と認めた時、又はそれぞれ構成員の二分の一以上の請求がある時はこれを開かねばならない。

第二十三条　この会の設立当初の役員は設立発起人の中からこれに充てるものとする

第二十四条　この会に事務局をおく

第二十五条　事務局に関する規程および甲会員の事業協力に必要な規程は別に定める

第二十六条　この会は必要があるときには各都道府県に支部を設けることができる

第二十七条　この会は将来適当な時期に財団法人の組織に切替えるものとする

伏見猛弥著

頭のよい子性格のよい子

定価一七〇円

週刊朝日評　頭がよく性格もよい子を育てたいというのは、あらゆる親の念願であるが、親がそのようなことを気にする頃には、すでに子供の才能や性格がほゞ決まってしまっていると聞いたら驚く人が多いであろう。生れた時からの環境と教育の方法に万全の方途を講じなければ、そういう子供に育てられない。実証的に、極めて平易に、才能と性格の教育に関する問題を述べた本書は、今日親たちが直面しているたくさんの疑問に答えるだけでなく、新しい指導方針を与えるであろう。

米国政府児童局の育児教育読本　下島連訳

あなたのお子さん

第一巻　1才から6才まで
第二巻　6才から12才まで

各二五〇円

両親のための育児相談室
教師のための指導参考書

健康で、大胆で、正直で愛情深く、責任感と独立心のさかんな子供――、この理想の子供をどうしたら作りあげることができるか？それを心身の両生活にわたって具体的に説いたのが本書です。

東京中央銀座西一

実業之日本社

フォークダンスの基礎と踊り方

A・アルセーニエワ著
梅村レイ子訳編

ロシア風の踊りを中心に、世界の民族舞踊の基礎となる踊り方、振付、演奏曲まで編集されたもので、特に小、中、高校の児童サークルの指導者の教科用として好適、民族舞踊の練習法を教程順に配列してある。

A5判上製　定価280円